

官報

昭和五十九年十二月十四日

○第百二回 参議院會議録第二号

昭和五十九年十二月十四日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第二号

昭和五十九年十二月十四日

午前十時開議

第一 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 日本電信電話株式会社法案(第百一回国会内閣提出衆議院送付)

第三 電気通信事業法案(第百一回国会内閣提出衆議院送付)

第四 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会内閣提出衆議院送付)

第五 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより會議を開きます。

日程第一 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長平井卓志君。

審査報告書

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年十二月十三日

参議院議長 木村 睦男殿

外務委員長 平井 卓志

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、昭和五十二年に締結され、その後有効期間を一年ずつ延長してきたいわゆる「日ソ漁業暫定協定」と「ソ日漁業暫定協定」の内容を一つの協定に規定し、有効期間を長期化しようにするものであつて、両国政府が自国の二百海里水域における他方の国の漁船による漁獲を許可することのほか、相手国の漁船のための漁獲割当量等の操業の条件の決定の方法、許可証の発給、漁船の取締り、日ソ漁業委員会の設置等について定めてある。また、協定の有効期間は一九八七年末までの三年間とされ、その後一年ずつ自動的に延長されることになつてゐる。この協定の締結により、明年以降のソ連の二百海里水域における我が国の漁船による漁獲及び我が国の二百海里水域におけるソ連の漁船による漁獲がより安定的な枠組みの下で確保されることとなるので、妥当な措置と認めた。

費用

日ソ漁業委員会の會議が我が国で行われるときは、會議の運営に関する共同の経費を我が国が負担することとなる。

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

政府は、

北西太平洋の生物資源の保存及び最適利用に関する共通の関心を考慮し、

海洋法に関する国際連合条約が採択されたことを考慮し、

千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法に基づく漁業に関する日本国の管轄権並びに千九百八十四年二月二十八日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦の経済水域に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高會議幹部会令に基づく生物資源の探査、開発、保存及び管理のためのソヴィエト社会主義共和国連邦の主権的権利を認め、

千九百七十七年五月二十七日にモスクワで署名された北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び千九百七十七年八月四日に東京で署名された日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づき、

北西太平洋の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する条件を確立することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

各締約国政府は、相互利益の原則に立つて、自国の關係法令に従ひ、自国の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域(以下「水域」という。)において他方の国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

第二条

各締約国政府は、予見されない事態において調整することがあることを条件として、自国の水域における他方の国の漁船のための漁獲割当量、魚種別組成及び操業区域並びに自国の水域における

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めるの件

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

これらの漁船による操業の具体的な条件についての決定を毎年行ふ。この決定は、第六条にいう日ソ漁業委員会において行われる協議の後、資源状態、自国の漁獲能力、他方の国の伝統的な漁獲量及び漁獲の方法その他の関連する要因を考慮して行われる。

第三条

1 各締約国政府の権限のある機関は、他方の締約国政府の権限のある機関から第二条にいう決定についての書面による通報を受領した後、当該他方の締約国政府の権限のある機関に対し、当該他方の国の水域における漁獲を行うことを希望する自国の漁船に対する許可証の発給のための申請を行う。各締約国政府の権限のある機関は、この協定の規定及び自国の関係法令に従つて、この許可証の発給を行う。

2 各締約国政府の権限のある機関は、他方の締約国政府の権限のある機関に対し、第一条にいう漁獲を行うことに関する手続規則（許可証の申請及び発給並びに操業日誌の記載に関する手続規則を含む）を書面により通報する。

3 各締約国政府の権限のある機関は、許可証の発給に關し妥当な料金を徴収することができる。

第四条

1 各締約国政府は、自国の国民及び漁船が、他方の国の水域において漁獲を行うときには、当該他方の国の法令に定める生物資源の保存措置その他の条件に従うことを確保するために必要な措置をとる。

2 各締約国政府は、自国の法令に定める生物資源の保存措置その他の条件を他方の国の国民及び漁船が遵守することを確保するために、国際法に従つて、自国の水域において、必要な措置をとることができる。

各締約国政府の権限のある機関は、他方の国の漁船を拿捕し又は抑留した場合には、他方の締約国政府に対し、とつた措置及びその後に科

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定の締結について承認を求めめるの件 日本電信電話株式会社法案外二件

した刑について、外交上の経路を通じて速やかに通報する。

拿捕された漁船及びその乗組員は、適当な担保又はその他の保証が提供された後に速やかに釈放される。

3 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、自国の法令に定める生物資源の保存措置その他の条件につき、時宜を失することなく適当な通報を行う。

第五条

両締約国政府は、両国の水域に存在する生物資源の保存及び最適利用について協力する。

第六条

1 両締約国政府は、この協定の目的を達成するため、日ソ漁業委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は、各締約国政府がそれぞれ任命する一人の代表及び二人以内の代表代理で構成する。

3 委員会は、少なくとも毎年一回交互に両国において会合する。委員会の会議の運営に関する共同の経費は、受入側が負担する。

4 委員会は、第二条に定めるところに関連する問題に關し協議を行うとともに、この協定の実施に關連するその他の問題につき検討する。

第七条

この協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についても、相互の關係における諸問題についても、いずれの締約国政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

第八条

1 この協定は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十七年十二月三十一日まで効力を有する。

2 この協定は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了の日の六箇月前までに

この協定を終了させる意思を他方の締約国政府に書面によつて通告しない限り、順次一年間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十四年十二月七日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
安倍晋太郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
V. パヴロフ

「平井卓志君登壇、拍手」

○平井卓志君 ただいま議題となりました日ソ間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、従来一年ずつ有効期間を延長してまいりました。いよいよ日ソ漁業暫定協定及び日ソ漁業暫定協定の内容の一つの協定に規定し、有効期間を長期化しようとするものであります。日ソ両国政府が自国の二百海里水域における他方の国の漁船による漁獲を許可することのほか、相手国の漁船のための漁獲割り当て量等の操業条件の決定の方法、許可証の発給、漁船の取り締まり、日ソ漁業委員会の設置等について定めております。

また、有効期間は一九八七年末までの三年間とし、その後はいずれか一方が終了通告を行わない限り、一年ずつ自動的に延長されることとなっております。

委員会におきましては、漁獲量交渉の見通し、ソ連漁船の小名浜への寄港、サケ・マスに関する新たな枠組みの交渉、昆布に関する取り決めの長

期化、ソ連との対話の促進等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は會議録によつて御承知を願います。

昨十三日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君） これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（木村睦男君） 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長（木村睦男君） 日程第二 日本電信電話株式会社法案
日程第三 電気通信事業法案
日程第四 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（いずれも第百一回国会内閣提出衆議院送付）
以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長松前達郎君。

審査報告書
日本電信電話株式会社法案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年十二月十三日
通信委員長 松前 達郎
参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

第二条中「条件で」の下に「公平に」を、「向上発展に」の下に「寄与し、もつて公共の福祉の増進に」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図ろうとするものであり、おおむね妥当な措置と認め、同会社の責務の規定について修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

今次改革は明治以来一世紀余にわたる電気通信制度を抜本的に改革するものであり、今後の社会、経済に及ぼす影響の重大性にかんがみると、この改革によつて、電気通信が一層国民の利便の向上と公共の福祉の増進に寄与するとともに、来るべき高度情報社会の実現に向けて先導的役割を果たしうるものとならねばならない。

このため、本院での修正の趣旨に沿ひ、電気通信の公共性に対して十分に配慮するとともに、公正かつ有効な競争の導入、新会社の自主的、効率的経営等によつて、電気通信事業の一層の効率化、活性化を図ることが必要である。

よつて政府は、このような観点から、本三法の施行に当たっては、次の各項の実施に努めるべきである。

一 情報通信をめぐる国際競争が激化する情勢にあつて、国際電気通信条約等国際約束を遵守して、我が国の通信主権を守り、基礎的・先端的技术の研究開発等有効適切な施策を一層推進し、

電気通信の発展基盤の強化に努めること。

一 高度情報社会の形成を展望し、プライバシー保護、情報公開などを含む情報基本法の制定に積極的努めること。

一 情報化の急速な進展に対処し、情報通信産業の育成振興、通信システムの一層の安定性、信頼性の確保等情報通信の基盤整備のための法制度を早期に確立すること。

一 基本的な料金の認可などに際しては、公聴会を開催するなど十分民意が反映できるよう措置するとともに、電気通信審議会の委員の任命方法及び構成について見直しを行うこと。

一 特別第二種電気通信事業の健全な発展と利用者への保護を図る見地から、その事業の、政令で定める規模の基準については、本委員会における審議の経過にかんがみ、当面、一二〇〇ビット換算五〇〇回線を上回らないこと。

一 政省令の制定及びその運用に当たっては、民間の創意工夫を活かし、経営の自主性を尊重すること。

一 日本電信電話株式会社の設立委員の任命に当たっては、国会の論議を十分尊重し、公正に対処すること。

一 日本電信電話株式会社の資産形成の経緯並びに本委員会における審議の経過等を踏まえ、日本電信電話株式会社の株式の売却に当たっては、いささかも疑惑を招くことなく、株式が特定の個人、法人へ集中せず、広く国民が所有できるよう行うとともに、売却益等の使途については、利用者国民にとつて有益であり、国民各層の納得が得られる適切な方法を確立すること。

一 なお、株式売却益等の使途並びに国会に付議する株式の処分限度数及び具体的な処分の時期、方法、処分数等を定めようとするときは、大蔵省は、郵政省と事前に十分協議の上、決定するものとする。

一 労働基本権を制約した労働法附則第三条については、三年後に廃止する方向で検討すること。

と。

一 日本電信電話株式会社の経営の自主性を尊重し、賃金その他労働条件等労働者の自主決定に介入しないものとする。

一 日本電信電話株式会社及び新規参入者、中小企業との間に、公正かつ有効な競争が確保されるよう努めるとともに、問題が発生した場合の相談窓口の設置等について検討すること。

一 第一種電気通信事業に関する情報通信概況を、毎年一回、国会に報告すること。

右決議する。

日本電信電話株式会社法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年七月二十日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

（小字及び一は衆議院修正）

日本電信電話株式会社法案

（目的及び事業）

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国内電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、〇郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他同項の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、同項の事業に附帯する業務に必要事項は、郵政省令で定める。

（責務）
第二条 会社は、前条の事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるよう意に配し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあ

まねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に資するよう努めなければならない。

（事務所）

第三条 会社は、本店を東京都に置く。
2 会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

（株式）

第四条 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

（政府保有の株式の処分）
第五条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

（商号の使用制限）
第六条 会社でない者は、その商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いてはならない。

（社債発行限度の特例）
第七条 会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の

四倍を超えてはならない。

(二) 般担保

第八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第九条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(定款の変更等)

第十条 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の合併の決議(会社と第一種電気通信事業電気通信事業法(昭和五十九年法律第

号)第六條第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。)を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。)についての郵政大臣の認可は、同法第十六條第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

(事業計画)

第十一條 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第十二條 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書を郵政大臣に提出しなければならない。

(重要な設備の譲渡等)

第十三條 会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受け

なければならない。

(監査役及び監査命令等)

第十四條 会社の監査役は、三人以上でなければならない。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、監査役を指名して、特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

3 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、郵政大臣に意見を提出することができる。

(監督)

第十五條 会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため特に必要があるとき、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告)

第十六條 郵政大臣は、この法律を施行するため必要の限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

(大蔵大臣との協議)

第十七條 郵政大臣は、第四條第三項、第十條第一項(定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。)、第十一條又は第十三條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十八條 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関してわいろを受受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 会社の取締役、監査役又は職員にならうとする者が、就任後担当すべき職務に関し、請託を受けてわいろを受受し、要求し、又は約束した

ときは、取締役、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

3 会社の取締役、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関して、わいろを受受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第十九條 前条各項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十條 第十八條各項に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十一條 第十八條の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四條の例に従う。

第二十二條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第一條第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第七條ただし書の規定に違反して、社債を募集したとき。

四 第十二條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第十五條第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十三條 第六條の規定に違反した者は、二十

万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條及び第十二條の規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

(会社の在り方の検討)

第二條 政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(会社の設立)

第三條 郵政大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 郵政大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 会社の設立に際して発行する株式に関する商法第六十八條ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

5 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四條ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超え

る額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本電信電話株式会社法」とする。

6 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本電信電話公社(以下「公社」という。)が引き

受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

7 前項の規定により割り当てられた株式による

会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

8 公社は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。この場合においては、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十八条の規定は、適用しない。

9 会社の設立に係る商法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「第七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本電信電話株式会社法附則第三条第六項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

10 第八項の規定により公社が行う出資に係る給付は、附則第三十一条の規定の施行に行われず、かつ、公社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

11 公社は、商法第八十八條第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

12 公社が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

13 商法第六十七條、第六十八條第二項及び第八十一條の規定は、会社の設立については、適用しない。

(公社の解散等)

第四條 公社は、会社の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において公社が承継する。

2 公社の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、日本電信電話公社法第十條第二項第二号及び第五十八條第一項(監事の監査報告書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお従前の例による。

3 第一項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第五條 前条第一項の規定により公社が承継する公社の電信電話債券に係る債務については、国庫復元債発行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

2 前項の電信電話債券は、第七條及び第八條の規定の適用については、社債とみなす。

3 前条第一項の規定により公社が承継する債務に係る電信電話債券又は借入金資金運用部資金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該電信電話債券又は借入金金についての資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七條第一項の規定の適用については、会社を同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。

4 前条第一項の規定により公社が承継する債務に係る電信電話債券が簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三條第一項の規定の適用については、会社を同項第四号に規定する法人とみなす。

(職員に関する経過措置)
第六條 会社の成立の際現に公社の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものとする。

2 前項の規定により公社の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対しては、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の公社の職員としての引き続いた在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(商号についての経過措置)
第七條 第六條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いている者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)
第八條 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第十一條中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(会社の設立に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置)
第九條 会社の附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

3 会社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地(公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

4 会社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。)のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第三條第八項の規定により公社が行う株券(有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)第四條第二項に規定する持分を含む。)の出資に係る給付は、同法第一條に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。

6 附則第三條第十一項の規定により公社が受ける設立の登記及び同条第八項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い公社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 会社の成立する日の属する営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十二條の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度(以下この条において「基準年度」という。)から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは、「日本電信電話公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」とし、「のうち最も多い額を超える場合」とあるのは、「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は、適用しない。

8 前項に規定するもののほか、会社の設立に伴

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号 日本電信電話株式会社法案外二件

う会社に対する法人税に関する法令の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十條 附則第三條から前條までに規定するものは、公社の設立及び公社の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

(日本電信電話公社法の廃止)

第十一條 次の法律は、廃止する

一 日本電信電話公社法

二 日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)

(日本電信電話公社法の廃止に伴う経過措置)

第十二條 前條の規定の施行前に同條の規定による廃止前の日本電信電話公社法(以下「旧法」という。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前條の規定の施行の際現に旧法第三條の規定により公社が行つてゐる業務であつて、第一條第一項の国内電気通信事業に該當しないものは、同條第二項の規定により公社が認可を受けた業務とみなす。

3 前條の規定の施行の日の前日までの期間に於いて公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

4 附則第六條第一項の規定の適用を受ける者の前條の規定の施行前に旧法第三十三條の規定により受けた懲戒処分及び前條の規定の施行前の事業に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同條の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、公社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

5 旧法第六十九條に規定する現金出納職員又は旧法第七十條に規定する総裁により物品の管理をする職員として任命された者の前條の規定の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

お従前の例による。

6 旧法第七十三條に規定する公社の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。

7 前條の規定の施行前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

8 前條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前各項に規定するもののほか、日本電信電話公社法の廃止に伴ひ必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

電気通信事業法案
右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年十二月十三日

通信委員長 松前 達郎

参議院議長 木村 睦男殿

第一条中「発達」の下に「及び国民の利便の確保」を加え、「図る」を「図り、公共の福祉を増進する」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等による通信需要の高度化・多様化に対処するため、電気通信事業に競争原理を導入して、その効率化・活性化を推進するとともに、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするにより、利用者の利益を保護し、電気通信の健全な発展を図るうとするものである。なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

今次改革は明治以来一世にわたる電気通信制度を抜本的に変革するものであり、今後の社会、経済に及ぼす影響の重大性にかんがみると、この改革によつて、電気通信が一層国民の利便の向上と公共の福祉の増進に寄与するとともに、来るべき高度情報社会の実現に向けて先導的役割を果たしうるものとならねばならない。

このため、本院での修正の趣旨に沿ひ、電気通信の公共性に対して十分に配慮するとともに、公正かつ有効な競争の導入、新会社の自主的、効率的経営等によつて、電気通信事業の一層の効率化、活性化を図ることが必要である。

よつて政府は、このような観点から、本三法の施行に当たつては、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 情報通信をめぐる国際競争が激化する情勢にあつて、国際電気通信条約等国際約束を遵守して、我が国の通信主権を守り、基礎的・先端的技术の研究開発等有効適切な施策を一層推進し、電気通信の発展基盤の強化に努めること。
- 一 高度情報社会の形成を展望し、プライバシー保護、情報公開などを含む情報基本法の制定に積極的に努めること。
- 一 情報化の急速な進展に対処し、情報通信産業の育成振興、通信システムの一層の安全性、信頼性の確保等情報通信の基盤整備のための法制度を早期に確立すること。
- 一 基本的な料金の認可などに際しては、公聴会を開催するなど十分民意が反映できるよう措置するとともに、電気通信審議会の委員の任命方法及び構成について見直しを行うこと。
- 一 特別第二種電気通信事業の健全な発展と利用者の保護を図る見地から、その事業の、政令で定める規模の基準については、本委員会における審議の経過にかんがみ、当面、一二〇〇ビツト換算五〇〇回線を上回らないこと。

ト換算五〇〇回線を上回らないこと。

一 政省令の制定及びその運用に当たつては、民間の創意工夫を活かし、経営の自主性を尊重すること。

一 日本電信電話株式会社の設立委員の任命に当たつては、国会の論議を十分尊重し、公正に対処すること。

一 日本電信電話公社の資産形成の経緯並びに本委員会における審議の経過等を踏まえ、日本電信電話株式会社の株式の売却に当たつては、いささかも疑惑を招くことなく、株式が特定の個人、法人へ集中せず、広く国民が所有できるように行ふとともに、売却益等の使途については、利用者国民にとつて有益であり、国民各層の納得が得られる適切な方途を確立すること。

なお、株式売却益等の使途並びに国会に付議する株式の処分限度数及び具体的な処分の時期、方法、処分数等を定めようとするときは、大蔵省は、郵政省と事前に十分協議の上、決定するものとする。

一 労働基本権を制約した労働法附則第三條については、三年後に廃止する方向で検討すること。

一 日本電信電話株式会社の経営の自主性を尊重し、賃金その他労働条件等労働者の自主決定に介入しないものとする。

一 日本電信電話株式会社及び新規参入者、中小企業との間に、公正かつ有効な競争が確保されるよう努めるとともに、問題が発生した場合の相談窓口の設置等について検討すること。

一 第一種電気通信事業に関する情報通信概況を、毎年一回、国会に報告すること。

右決議する。

電気通信事業法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十九年七月二十日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

電氣通信事業法案

電氣通信事業法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 電氣通信事業

第一節 総則(第六条—第八条)

第二節 事業の許可等

第一款 第一種電氣通信事業(第九条—第二十条)

第二款 第二種電氣通信事業(第二十一条—第三十条)

第三款 業務(第三十一条—第四十条)

第四節 電氣通信設備

第一款 電氣通信事業の用に供する電氣通信設備(第四十一条—第四十八条)

第二款 端末設備の接続等(第四十九条—第五十五条)

第五節 指定試験機関及び指定認定機関

第一款 指定試験機関(第五十六条—第六十七条)

第二款 指定認定機関(第六十八—第七十二条)

第三章 土地の使用(第七十三条—第八十八条)

第四章 雑則(第八十九条—第九十九条)

第五章 罰則(第一百条—第一百四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電氣通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとする

ことにより、電氣通信業務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電氣通信の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電氣通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二 電氣通信設備 電氣通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。

三 電氣通信役務 電氣通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電氣通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四 電氣通信事業 電氣通信役務を他人の需要に応ずるために提供すること業(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律(昭和三十一年法律第百五十二号)第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。)をいう。

五 電氣通信事業者 電氣通信事業を営むことについて、第九条第一項の許可を受けた者

第二十二條第一項の規定による届出をした者及び第二十四條第一項の登録を受けた者をいう。

六 電氣通信業務 電氣通信事業者の行う電氣通信役務の提供の業務をいう。

(検閲の禁止)

第三条 電氣通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の保護)

第四条 電氣通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電氣通信事業に従事する者は、在職中電氣通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(電氣通信事業に関する条約)

第五条 電氣通信事業に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二章 電氣通信事業

第一節 総則

(事業の種類)

第六条 電氣通信事業の種類は、第一種電氣通信事業及び第二種電氣通信事業とする。

2 第一種電氣通信事業は、電氣通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。)を設置して電氣通信役務を提供する事業とする。

3 第二種電氣通信事業は、第一種電氣通信事業以外の電氣通信事業とする。

(利用の公平)

第七条 電氣通信事業者は、電氣通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(重要通信の確保)

第八条 電氣通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて郵政省令で定めるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、電氣通信事業者は、必要があるときは、郵政省令で定める基準に従い、電氣通信業務の一部を停止することができる。

第二節 事業の許可等

第一款 第一種電氣通信事業

(第一種電氣通信事業の許可)

第九条 第一種電氣通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電氣通信役務の種類及びその態様

三 業務区域

四 電氣通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第十条 郵政大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 その事業の提供に係る電氣通信役務がその業務区域における需要に照らし適切なものであること。

二 その事業の開始によつて、当該事業を行う区域又は区間の全部又は一部について電氣通信事業の用に供する電氣通信回線設備が著しく過剰とならないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

四 その事業の計画が確実かつ合理的であること。

五 その他その事業の開始が電氣通信の健全な発達のために適切であること。

(許可の欠格事由)

第十一条 郵政大臣は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、第九条第一項の許可をしてはならない。

一 この法律又は有線電氣通信法(昭和二十八年法律第九十六号)若しくは電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十九条第一項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

四 日本の国籍を有しない人

五 外国政府又はその代表者

六 外国の法人又は団体

七 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの、これらの者がその役員の三分の一以上を占めるもの又はこれらの者により直接占められる議決権の割合とこれらの者により他の法人若しくは団体を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める割合とを合計した割合が三分の一以上であるもの

(事業の開始の義務)

第十二条 第九号第一項の許可を受けた者(以下「第一種電気通信事業者」という。)は、郵政大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2 郵政大臣は、特に必要があると認めるときは、電気通信業務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して前項の期間の指定をすることができる。

3 郵政大臣は、第一種電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の期間を延長することができる。

4 第一種電気通信事業者は、その事業の開始前に、第九号第一項の許可に係る電気通信設備(郵政省令で定めるものを除く。)が第四十一条第一項の技術基準に適合することについて、郵政大臣の承認を受けなければならない。

5 第一種電気通信事業者は、その事業(第二項の規定により電気通信業務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して期間の指定があつたときは、その区分に係る事業)を開始したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第十三条 第一種電気通信事業者は、第九号第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信業務の種類等の変更)

第十四条 第一種電気通信事業者は、第九号第二項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、前項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 第十号及び第十一号(第二号を除く。)の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第十二号の規定は、第一項の場合(業務区域の減少の場合を除く。)に準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「第九号第一項」とあるのは、「第十四号第一項」と読み替へるものとする。

(業務の委託)

第十五条 第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部を委託しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 その電気通信業務を効率的に提供するため当該委託を必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第十六条 第一種電気通信事業者の全部の譲渡し及び譲受けは、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 第一種電気通信事業者たる法人の合併は、郵

政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、第一種電気通信事業者たる法人と第一種電気通信事業を営まない法人が合併する場合において、第一種電気通信事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第十号及び第十一号の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一種電気通信事業者の全部の譲渡しがあつたとき、又は第一種電気通信事業者たる法人の合併があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第一種電気通信事業者の地位を承継する。

(相続)

第十七条 第一種電気通信事業者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第一種電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人たる第一種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について郵政大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、第一種電気通信事業者の許可は、その効力を失う。

3 第十号及び第十一号の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 第一種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の事業の休止の許可は、一年を超える期間についてすることができない。

3 第一種電気通信事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 郵政大臣は、第一種電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

(事業の許可の取消し)

第十九条 郵政大臣は、第一種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第九号第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十二号第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に事業を開始しないとき。

二 前号に規定する場合のほか、第一種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

三 第十一号各号(第二号を除く。)の一に該当するに至つたとき。

2 郵政大臣は、前項の規定により第九号第一項の許可を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更の許可の取消し)

第二十条 郵政大臣は、第十四号第一項の規定により第九号第二項第二号から第四号までの事項の変更の許可を受けた第一種電気通信事業者が、第十四号第四項において準用する第十二条第四項において準用する第十二条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内にその事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二款 第二種電気通信事業

(第二種電気通信事業の種類)

第二十一条 第二種電気通信事業の種類は、一般第二種電気通信事業及び特別第二種電気通信事

業とする。

2 一般第二種電気通信事業は、特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業とする。

3 特別第二種電気通信事業は、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第二種電気通信事業であつて当該設備の規模が電気通信回線の収容能力を基礎として政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業とする。

(一般第二種電気通信事業の届出)

第二十二條 一般第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

2 前項の届出をした者(以下「一般第二種電気通信事業者」という。)は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

3 一般第二種電気通信事業者は、第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(一般第二種電気通信事業の譲渡し等)

第二十三條 一般第二種電気通信事業の全部の譲渡があつたとき、又は一般第二種電気通信事業者について合併若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは相続人は、一般第二種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により一般第二種電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵

政大臣に届け出なければならぬ。

3 一般第二種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

4 一般第二種電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

(特別第二種電気通信事業の登録)

第二十四條 特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の登録を受けなければならぬ。

2 前項の登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

三 電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならぬ。

(登録の実施)

第二十五條 郵政大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を特別第二種電気通信事業者登録簿に登録しなければならぬ。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 郵政大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならぬ。

(登録の拒否)

第二十六條 郵政大臣は、第二十四条第二項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当すると

き、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八條第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

四 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者

2 郵政大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更登録等)

第二十七條 第二十四條第一項の登録を受けた者(以下「特別第二種電気通信事業者」という。)は、同条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならぬ。

3 第二十四條第三項、第二十五條及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十五條第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二十四條第二項の申請書を提出した者」とあるのは「変更登録に係る申請書」と読み替へるものとする。

4 特別第二種電気通信事業者は、第二十四條第

二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。その届出があつた場合には、郵政大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(登録の取消し等)

第二十八條 郵政大臣は、特別第二種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第二十四條第一項の登録を取り消すことができる。

一 特別第二種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二十四條第一項の登録又は第二十七條第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二十六條第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二十六條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第二十九條 郵政大臣は、次条において準用する第二十三條第三項若しくは第四項の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該特別第二種電気通信事業者の登録を抹消しなければならない。

(準用)

第三十條 第二十三條の規定は、特別第二種電気通信事業者について準用する。

第三節 業務

(契約約款の認可等)

第三十一條 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件(郵政省令で定める事項及び第四十九條第一項又は第五十二條第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。)について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。

らない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第一種電気通信事業者及びその利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

五 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

7 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により電気通信役務の料金を減免する場合、この限りでない。

8 第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める基準に従い、契約約款で定める電気通信役務の料金を減免することができる。

9 特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件(郵政省令で定める事項に係るものを除く。)について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

10 第三項及び第四項の規定は、特別第二種電気通信事業者による電気通信役務の提供に係る提

供条件について準用する。この場合において、第三項中「同項の認可を受けた」とあるのは、「第五項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。

(契約約款の揭示)

第三十二条 第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者は、前条第一項の認可を受けた契約約款(第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。第百十一条第二号において同じ。)又は前条第五項の規定により届け出た契約約款を、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように揭示しておかなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項又は第五項の郵政省令で定める事項に係る提供条件について準用する。

(会計の整理)

第三十三条 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、郵政省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

(提供義務)

第三十四条 第一種電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信役務の提供を拒んではならない。

(業務の停止等の報告)

第三十五条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に關し通信の秘密の漏えいその他郵政省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、郵政大臣に報告しなければならない。

(業務の改善命令)

第三十六条 郵政大臣は、電気通信役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者

に対し、相当の期限を定め、第三十一条第一項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の業務の方法に關し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第一種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

第三十七条 郵政大臣は、一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者(以下この条において「第二種電気通信事業者」という。)の業務の方法に關し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるとき、又は第二種電気通信事業者の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする第一種電気通信事業者の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(電気通信設備の接続又は共用に関する協定)

第三十八条 第一種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に關する協定を締結しようとするときは、郵

政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、当該協定が公共の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(電気通信設備の接続又は共用に関する命令)

第三十九条 郵政大臣は、電気通信設備の接続又は共用に關する第一種電気通信事業者間の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合で、当事者から申立てがあつた場合において、当該接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、当該接続又は共用に關し、前条第一項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続若しくは共用の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。

3 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

4 郵政大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

6 第二項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

8 第二項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(外国政府等との協定等の認可)

第四十条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であつて郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備

(電気通信設備の維持)

第四十一条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(以下「事業用電気通信設備」という。)を郵政省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項(特別第二種電気通信事業者に係るものにあつては、第一号から第三号までの事項)が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信業務の提供に著しい支障を及ぼさないようすること。

二 電気通信業務の品質が適正であるようにすること。

三 通信の秘密が侵されないようにすること。

四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(技術基準適合命令)

第四十二条 郵政大臣は、事業用電気通信設備が前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。

(管理規程)

第四十三条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、電気通信業務の確実かつ安定的な提供を確保するため、郵政省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、事業の開始前に、郵政大臣に届け出なければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信主任技術者)

第四十四条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、郵政省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(電気通信主任技術者資格者証)

第四十五条 電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について郵政省令で定める。

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の

工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて郵政省令で定める。

3 郵政大臣は、次の各号の一に該当する者に対し、電気通信主任技術者資格者証を交付する。

一 電気通信主任技術者試験に合格した者

二 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、郵政大臣が郵政省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者

三 前二号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると郵政大臣が認定した者

4 郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。

一 次条の規定により電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5 電気通信主任技術者資格者証の交付に関する手続的事項は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者資格者証の返納)

第四十六条 郵政大臣は、電気通信主任技術者資格者証を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その電気通信主任技術者資格者証の返納を命ずることができる。

(電気通信主任技術者試験)

第四十七条 電気通信主任技術者試験は、電気通信設備の工事、維持及び運用に関して必要な専門的知識及び能力について行う。

2 電気通信主任技術者試験は、電気通信主任技術者資格者証の種類ごとに、郵政大臣が行う。

3 電気通信主任技術者試験の試験科目、受験手

続その他電気通信主任技術者試験の実施細目は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者の義務)

第四十八条 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に履行しなければならない。

第二款 端末設備の接続等

(端末設備の接続の技術基準)

第四十九条 第一種電気通信事業者は、利用者から端末設備(電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内にあるものをいう。以下同じ。)をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が郵政省令で定める技術基準(当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第五十一条において同じ。)に適合しない場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができる。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。

三 第一種電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(端末機器技術基準適合認定)

第五十条 郵政大臣は、申請により、郵政省令で定める種類の端末設備の機器(以下「端末機器」という。)について、前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していることの認定(以下「技術基準適合認定」という。)を行う。

2 郵政大臣は、技術基準適合認定をしたとき

は、郵政省令で定めるところにより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付するものとする。

3 技術基準適合認定を受けた端末機器以外の端末機器には、前項(第七十二条において準用する場合を含む。)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(端末設備の接続の検査)

第五十一条 利用者は、技術基準適合認定を受けた端末機器を接続する場合その他郵政省令で定める場合を除き、端末設備を接続したときは、第一種電気通信事業者の検査を受け、その接続が第四十九条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを變更したときも、同様とする。

2 第一種電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信業務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第四十九条第一項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

3 前二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(自営電気通信設備の接続)

第五十二条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業者以外の者からその電気通信設備(端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。)をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができない。

一 その自営電気通信設備の接続が、郵政省令で定める技術基準(当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。)に適合しないとき。

二 その自営電気通信設備を接続することにより当該第一種電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認定を受けたとき。

2 第四十九条第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第四十九条第一項の技術基準」とあるのは、「第五十二条第一項第一号の技術基準(同号の技術的条件を含む。)」と読み替へるものとする。

(工事担任者による工事の実施及び監督)

第五十三条 利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者(以下「工事担任者」という。)に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実際に監督させなければならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を誠実に履行しなければならない。

(工事担任者資格者証)

第五十四条 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、郵政省令で定める。

2 第四十五条第三項から第五項まで及び第四十六条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十五条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは「知識及び技能」と読み替へるものとする。

(工事担任者試験)

第五十五条 工事担任者試験は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関して必要な知識及び技能について行う。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替へるものとする。

第五節 指定試験機関及び指定認定機関

第一款 指定試験機関

(指定試験機関の指定等)

第五十六条 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

(指定試験機関の指定の基準)

第五十七条 郵政大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行っている場合に、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十九条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(試験員)

第五十八条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、電気通信主任技術者として必要な専門的知識及び能力又は工事担任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、郵政省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第五十九条 指定試験機関の役員を選任及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第六十一条第一項の試験事務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その

役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第六十条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む)は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第六十一条 指定試験機関は、郵政省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第六十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六十三条 指定試験機関は、郵政省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で郵政省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第六十四条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(業務の休止)

第六十五条 指定試験機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第六十六条 郵政大臣は、指定試験機関が第五十七条第二項各号(第三号を除く)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第五十七条第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第五十九条第三項、第六十一条第二項又は第六十四条の規定による命令に違反したとき。

四 第六十一条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(郵政大臣による試験事務の実施)

第六十七条 郵政大臣は、指定試験機関が第六十五条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは

一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第五十六条第四項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 郵政大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 郵政大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、郵政省令で定める。

第二款 指定認定機関

(指定認定機関の指定)

第六十八条 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に技術基準適合認定を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、技術基準適合認定を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の技術基準適合認定を行わないものとする。

(指定認定機関の指定の基準)

第六十九条 郵政大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定認定機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、技術基準適合認定の業務の実施の方法その他の事項についての技術基準適合認定の業務の実施に関する計画が技術基準適合認定の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 技術基準適合認定の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて技術基準適合認定の業務が公正になるおそれがないこと。

四 その指定することによつて当該申請に係る区分の技術基準適合認定の業務の適確な実施を阻害することとならないこと。

2 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

(指定の公示等)

第七十条 郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所、指定に係る区分、技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合認定の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合認定の義務等)

第七十一条 指定認定機関は、技術基準適合認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、技術基準適合認定のための審査を行わなければならない。

2 指定認定機関は、技術基準適合認定を行うときは、郵政省令で定める方法に従ひ、郵政省令で定める要件を備える者(以下「認定員」という。)にその審査を行わせなければならない。

(準用)

第七十二条 第五十条第二項及び第五十九条から第六十七条までの規定は、指定認定機関について準用する。この場合において、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条中「試験員」とあるのは「第七十一条第二項の認定員」と、第五十

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号 日本電信電話株式会社法案外二件

九条第三項、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」と、第六十条、第六十一条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第三項並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定の業務」と、第六十三条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定」と、第六十六条第二項第一号中「この款」とあるのは「第七十一条の規定又は第七十二条において準用するこの款」と、同項第二号中「第五十七条第一項各号」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

第三章 土地の使用

(土地等の使用権)

第七十三条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備(以下この章において「線路」と総称する。)を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下単に「土地等」という。)を利用することが必要かつ適当であるときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)に対し、その土地等を使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることが出来る。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可は、第一種電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用する場合には、第一種電気通信事業者がその土地等を利用することが出来る。ただし、他の法律によつて土地等を取用し、又は使用することが出来る事業の用に供されている土地等にあつては、その事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては線路を支持するために利用する場合に限る。

3 第一項の使用権の存続期間は、十五年(地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年)とする。ただし、同項の協議又は第七十七条第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めるときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

5 第一項の協議が調つた場合には、第一種電気通信事業者及び土地等の所有者は、郵政省令で定めるところにより、その協議において定めた事項を都道府県知事に届け出るものとする。

6 前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、第一種電気通信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。

(裁定の申請)

第七十四条 前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することが出来る。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することが出来る。

(裁定)

第七十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

4 前三項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」と、全部事務組合のある地にあつては「全部事務組合の管理者」と、役場事務組合のある地にあつては「役場事務組合の管理者」とする。

第七十六条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することが出来る。

第七十七条 都道府県知事は、前条の期間が経過した後、速やかに、裁定をしなければならない。

2 使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、次の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二 線路の種類及び数

三 使用開始の時期

四 使用権の存続期間を定めたときは、その期間

五 対価の額並びにその支払の時期及び方法

3 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間(延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項)を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項(前項に規定する変更後のものを含む。)については、あらかじめ取用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場

合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

5 都道府県知事は、第七十四条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一種電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、第一種電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

7 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

8 第三十九条第六項から第八項までの規定は、第七十四条第一項の裁定について準用する。この場合において、第三十九条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「対価の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

(土地等の一時使用)

第七十八条 第一種電気通信事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することが出来る。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一 線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置

三 測線の設置

2 第一種電気通信事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、

都道府県知事の許可を受けなければならない。
ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4 第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5 第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号に規定する場合において仮線路又は測線を設置したときは、一年）を超えないことである。

6 第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合にあつては、その身分を示す証明書）を携帯し、関係人に提示しなければならない。
（土地の立入り）

第七十九条 第一種電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地に立ち入る場合について準用する。

（通行）

第八十条 第一種電気通信事業者は、線路に関する工事又は線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2 第五十一条第三項並びに第七十八条第三項及び第四項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地を通行する場合について準用する。

（植物の伐採）

第八十一条 第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に及ぼす測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 第一種電気通信事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

（損失補償）

第八十二条 第一種電気通信事業者は、第七十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第七十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第八十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、第一種電気通信事業者と損失を受けた者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

都道府県知事の裁定を申請することができる。

3 第三十九条第三項から第八項までの規定は、前項の規定について準用する。この場合において、同条第三項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「答弁書」とあるのは「答弁書（損失を受けた者に通知する場合にあつては、意見書）」と、同条第四項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「補償金の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

4 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

（線路の移転等）

第八十三条 線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者は、第一種電気通信事業者、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2 第一種電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3 第一項の措置について、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4 第七十五条、第七十六条並びに第七十七条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。

5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。

6 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期（前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の使用者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法）を定めなければならない。

7 第四項において準用する第七十七条第五項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。

8 第三十九条第六項から第八項までの規定は、第三項の裁定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「費用の負担の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

（原状回復の義務）

第八十四条 第一種電気通信事業者は、土地等の使用を終つたとき、又はその使用する土地等を第一種電気通信事業の用に供する必要があるとなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

（公用水面の使用）

第八十五条 第一種電気通信事業者は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に電気通信事業の用に供する水底線（以下「水底線」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を郵政大臣及び関係都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。）に届け出なければならない。

- 一 水底線的位置及び次条第一項の申請をしようとする区域
 - 二 工事の開始及び完了の時期
 - 三 工事の概要
- 関係都道府県知事は、前項の規定による届出

があつた場合において、漁業権（漁業法による漁業権をいう。以下同じ。）に関する利害関係人若しくは同項第一号の区域において次条第四項の政令で定める漁業を現に適法に行つてゐる者の意見により、又は漁業に対する影響を勘案して、前項の届出に係る事項を変更する必要があると認めるときは、他の関係都道府県知事がある場合にあつては必要な協議を行つた上、届出があつた日から三十日以内に、その旨を郵政大臣及び当該第一種電気通信事業者に通知することができ。

3 第一種電気通信事業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、当該事項を変更しななければならない。ただし、当該事項の変更がその業務の遂行上著しい支障がある場合において、その変更を要しない旨の郵政大臣の認可を受けたときは、その事項については、この限りでない。

（水底線路の保護）

第八十六条 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、前条に定める敷設の手續を経た水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川（以下「河川」という。）については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、かつ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつ

ないではならぬ。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第二条第二項に規定する海岸管理者（以下この条において「海岸管理者」という。）が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設（以下この項において「海岸保全施設」という。）に関する工事を施行する場合又は同法第六十一条の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5 都道府県知事（漁業法第三十六條の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合は、農林水産大臣。次項において同じ。）は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

6 都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

7 海岸管理者は、第一項の保護区域の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第八十七条 第一種電気通信事業者は、前条第五項の規定による漁業権の取消し、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2 漁業法第三十九条第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、及び同条第十項中「政府」とあるのは、「第一種電気通信事業者」と読み替へるものとする。

第八十八条 船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す

標識を掲げてゐるものから千メートル以内で郵政省令で定める範囲内（河川については、五十メートル以内）又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨の標識を掲げてゐるものから四百メートル以内で郵政省令で定める範囲内（河川については、三十メートル以内）の水面を航行してはならない。

第四章 雑則

（許可等の条件）

第八十九条 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可若しくは認可の趣旨に照らして、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

（適用除外等）

第九十条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一 専ら一の者（電気通信事業者たる一の者を除く。）に電気通信役務を提供する電気通信事業

二 その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他郵政省令で定める基準を満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する第二種電気通信事業

2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は、同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても適用する。

（外国人等の取得した株式の取扱）

第九十一条 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である第一種電気通信事業者は、その株式を取得した第十一条第四号か

ら第六号までに掲げる者又はこれらの者の占める議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人若しくは団体（次項において「外国人等」という。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同条第七号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができる。

2 前項の第一種電気通信事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

（報告及び検査）

第九十二条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定認定機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（協議等）

第九十三条 この法律の規定により、第二種電気通信事業に関し、郵政大臣が郵政省令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは命令その

他の処分(政令で定めるものに限る。)を行つ場合又は郵政大臣に対し第二種電気通信事業に關する届出(政令で定めるものに限る。)若しくは登録の申請があつた場合における必要な関係行政機関との協議、これに対する通知その他の手續については、政令で定める。

(審議会への諮問)

第九十四条 郵政大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、政令で定める審議会(以下この条において「審議会」という。)に諮り、その決定を尊重してこれを行なうなければならない。ただし、審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第九條第一項の規定による第一種電気通信事業の許可

二 第十四條第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可

三 第二十一條第三項の規定による政令の制定、変更又は廃止の立案

四 第三十一條第一項の規定による第一種電気通信事業者の契約約款に関する認可

五 第四十一條第一項、第四十九條第一項又は第五十二條第一項第一号の規定による技術基準に係る郵政省令の制定、変更又は廃止

(聴聞)

第九十五条 郵政大臣は、第十九條第一項、第二十条第一項、第二十八條第一項、第三十六條第一項若しくは第二項、第三十七條、第三十九條第一項、第四十六條(第五十四條第二項において準用する場合を含む。)、第五十九條第三項(第七十二條において準用する場合を含む。)、又は第六十六條第一項(第七十二條において準用する場合を含む。))の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業

の内容を示さなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手續における聴聞)

第九十六条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の規定の例により聴聞をした後にしなければならない。

(指定試験機関等の処分についての審査請求)

第九十七条 この法律の規定による指定試験機関又は指定認定機関の処分不服がある者は、郵政大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(手数料)

第九十八条 第十二條第四項の規定による確認を受ける者、電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、技術基準適合認定を受けようとする者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

2 前項の手料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、指定認定機関が行う技術基準適合認定を受けようとする者の納めるものについては当該指定認定機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(経過措置)

第九十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するとき、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第一百条 第九條第一項の規定に違反して第一種電気通信事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百一条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八條第一項の規定に違反して第一種電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第三十四條の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ者

第一百二條 みにだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第一種電気通信事業又は特別第二種電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

第一百三條 第二十四條第一項の規定に違反して特別第二種電気通信事業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百四條 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第九十條第二項に規定する通信を含む。))の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

務に關し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百六條 第六十六條第二項(第七十二條において準用する場合を含む。))の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百七條 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四條第一項の規定に違反して第九條第二項第二号から第四号までの事項を変更した者

二 第十五條第一項の規定に違反して電気通信業務の一部を委託した者

三 第三十一條第三項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

四 第三十六條第一項若しくは第二項、第三十七條、第三十九條第一項又は第四十二條の規定による命令又は処分違反した者

五 第三十八條第一項又は第四十條の規定に違反して協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者

六 第四十四條第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者

第一百八條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項の規定に違反して一般第二種電気通信事業を営んだ者

二 第二十七條第一項の規定に違反して第二十四條第二項第二号又は第三号の事項を変更した者

三 第三十一條第六項において準用する同条第三項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

第九十二条 第九十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした電気通信事業者又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百零三条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十三条(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備へ付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第六十五条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して試験事務又は技術基準適合認定の業務の全部を廃止したとき。

三 第九十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百零四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第五項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第二十二條第三項、第二十三條第二項若しくは第三項(第三十條において準用する場合を含む。)、第四十三條第一項若しくは第二項又は第四十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十二条第一項の規定に違反して契約約款を揭示しなかつた者

三 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第八十六条第四項又は第八十八條の規定に違反した者

第一百零五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百零一条から前条までの違反行為(第九十二条、第九十五条、第九十六条及び第九十七条の違反行為を除く。)をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第一百零六条 第三十三条の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第一百零七条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三条、第十四条第二項、第二十二條第二項、第二十三條第四項(第三十條において準用する場合を含む。)(又は第二十七條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者)

二 正当な理由がないのに第四十六條(第五十四條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による命令に違反して電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証を返納しなかつた者

三 第八十六条第三項の規定に違反した者

附則
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(施行期日)
第二条 政府は、この法律の施行の日から三年以内、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公衆電気通信法の廃止)
第三条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)は、廃止する。

(経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に解散前の日本電信電話公社(以下「旧公社」という。)(が行っている公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種

電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(に日本電信電話株式会社(以下「日本電電」という。)(が第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に国際電信電話株式会社(以下「国際電電」という。)(が行っている公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものについては、施行日に第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 日本電電及び国際電電は、前二項に規定する事業に関し、郵政省令で定める事項を施行日から一月以内に、郵政大臣に届け出なければならない。

第五条 電報の事業(配達業務を含む。)(次項において同じ。)(は、当分の間、第一種電気通信事業とみなし、日本電電及び国際電電のみがこれを行うことができる。この場合において、日本電電及び国際電電が行う電報の取扱の業務は、電気通信業務とみなし、当該業務の提供の業務は、電気通信業務とみなして、この法律の規定(罰則を含む。)(を適用する。

2 日本電電及び国際電電は、第十五條第一項の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところにより、電報の事業に係る業務の一部を委託することが出来る。

3 前二項に規定するもののほか、電報の取扱に係る業務又は役務に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六条 この法律の施行の際現にこの法律による廃止前の公衆電気通信法(以下「旧公衆法」という。)(第五十五條の十三第二項の郵政省令で定める場合に該当するものとして一般第二種電気通信事業に相当する事業を営んでいる者は、施行日に第二十二條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧公衆法第七條

から第十條までの規定に基づき旧公社又は国際電電が行っている公衆電気通信業務の一部の委託については、施行日において定められているその期限までの間は、日本電電又は国際電電が第十五條第一項の認可を受け、又は附則第五條第二項の規定に基づいて行っている委託とみなす。

第八條 附則第四條第一項又は第二項の規定により第九條第一項の許可を受けたものとみなされた第一種電気通信事業に係る電気通信業務の提供に関しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、施行日から二月以内に、その認可の申請をしなければならない。

2 日本電電及び国際電電は、施行日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件でその電気通信業務を提供することが出来る。

第九條 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入権については、当分の間、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公衆法第三十八條第一項及び第二項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の目的とすることができない」とあるのは「電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第三十八號)に定める場合を除き、質権の目的とすることができない」と、旧公衆法第三十八條の二及び第三十八條の三第一項中「電話取扱局」とあるのは「日本電信電話株式会社において電話に関する現業務を取り扱う事務所」とする。

2 施行日以後に、日本電電と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして郵政省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關

するものとして郵政省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關

するものとして郵政省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關

するものとして郵政省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關

するものとして郵政省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關

するものとして郵政省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關

して適用されるこれらの規定の例による。

第十条 この法律の施行の際現に国際電報が旧公衆法第八八条の認可を受けて締結している協定又は契約については、当該協定又は契約に定められている期限までの間は、第四十条の認可を受けて締結しているものとみなす。

第十一条 日本電報又は国際電報についての第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「事業の開始前」とあるのは、「この法律の施行後、遅滞なく」とする。

第十二条 第四十四条第一項の規定は、日本電報又は国際電報については、施行日から六月間は、適用しない。

第十三条 この法律の施行の際現に旧公衆法第五十五條の八、第五十五條の十一第三項（旧公衆法第五十五條の十八において準用する場合を含む。）、第五十五條の十三の二第一項、第五十五條の二十一、第五十五條第一項若しくは第六百八条の二又は第五十五條の十六若しくは第六百六条の規定に基づき、公衆電気通信業務の利用者等が設置し、電気通信回線設備に接続している端末設備又は私設無線設備については、第五十一条第一項前段（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受け技術基準に適合していると認められた端末設備又は自営電気通信設備とみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に旧公衆法第五十五條の十七若しくは第五十五條第七項の規定又は第六百八条の二に規定する契約約款の条項に基づく工事担任者である者は、施行日から六月間（前項の資格の範囲内において第五十三條第一項に規定する工事担任者とみなす。次項の規定による届出をした場合において、工事担任者資格者証の交付があるまでの間も、同様とする。）

2 前項に規定する者は、郵政省令で定めるところにより、同項に規定する期間に郵政大臣に届出をしたときは、第五十四條第二項において準

用する第四十五條第三項第三号の認定を受けたものとみなす。

第十五条 この法律の施行前に旧公社又は国際電報が旧公衆法第九十條第一項の規定により行つた届出は、日本電報又は国際電報が第八十五條第一項の規定により行つた届出とみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に旧公衆法第九十條第一項の規定により指定されている区域については、第八十六條第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。

第十七条 この法律の施行前に、旧公衆法又はこれに基づき命令により旧公社若しくは国際電報に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為は、この法律の相当する規定により、日本電報若しくは国際電報に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の旧公社又は国際電報の取扱に係る通信の秘密に関しては、旧公衆法第九十二條の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「公衆電気通信業務に従事する者」とあるのは、「電気通信事業法の施行の際公衆電気通信業務に従事していた者で同法の施行後引き続き電気通信事業に従事するもの」とする。

第十九条 第十一條第一号及び第三号、第二十六條第一項第一号及び第三号並びに第五十七條第二項第二号及び第四号イ（第六十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この法律の施行前に旧公衆法の規定により罰金以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の施行後に前条の規定によりなおその効力を有することとされる旧公衆法の規定により罰金以上の刑に処せられた者（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を

経過しない者に限る。）又はこれらの者をその役員に含む法人若しくは団体は、これらの規定に該当する者とみなす。

（政令への委任）
第二十条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書
日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十九年十二月十三日
通信委員長 松前 達郎
参議院議長 木村 睦男殿

第四十九條中第二條の改正規定を次のように改める。
第二條中「國際公衆電気通信事業を営む外」を「前條の事業を営むほか、これに附帶する業務及びこれに、これに附帶する業務その他前條に、その他会社」に改め、同條に後段として次のように加える。
この場合において、同條の事業に附帶する業務に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴い、関係法律の廃止及び改正を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするものであり、おおむね妥協な措置と認めるが、國際電信電話株式会社の附帶業務に關する規定について修正を行つた。

なお、別紙の附帶決議を行つた。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帶決議
今次改革は明治以來一世紀余にわたる電気通信制度を抜本的に變革するものであり、今後の社会、經濟に及ぼす影響の重大性にかんがみると、この改革によつて、電気通信が、一層國民の利便の向上と公共の福祉の増進に寄与するとともに、来るべき高度情報社会の實現に向けて先導的役割を果たしうることとならねばならない。

このため、本院での修正の趣旨に沿ひ、電気通信の公共性に対して十分に配慮するとともに、公正かつ有効な競争の導入、新会社の自主的、効率的経営等によつて、電気通信事業の一層の効率化、活性化を図ることが必要である。

よつて政府は、このような観点から、本三法の施行に当たつては、次の各項の實施に努めるべきである。

一 情報通信をめぐる國際競争が激化する情勢にあつて、國際電気通信条約等國際約束を遵守して、我が國の通信主權を守り、基礎的、先端的技術の研究開発等有効適切な施策を一層推進し、電気通信の發展基盤の強化に努めること。

一 高度情報社会の形成を展望し、プライバシー保護、情報公開などを含む情報基本法の制定に積極的に努めること。

一 情報化の急速な進展に対処し、情報通信産業の育成振興、通信システムの一層の安全性、信頼性の確保等情報通信の基盤整備のための法制度を早期に確立すること。

一 基本的な料金の認可などに際しては、公聴会を開催するなど十分民意が反映できるよう措置するとともに、電気通信審議会の委員の任命方法及び構成について見直しを行うこと。

一 特別第二種電気通信事業の健全な發展と利用者者の保護を図る見地から、その事業の、政令で定める規模の基準については、本委員会における審議の経過にかんがみ、当面、一一〇〇ビッ

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

日本電信電話株式会社法案外二件

三六

ト換算五〇〇回線を上回らないこと。

一 政省令の制定及びその運用に当たっては、民間の創意工夫を活かし、経営の自主性を尊重すること。

一 日本電信電話株式会社の設立委員の任命に当たっては、国会の論議を十分尊重し、公正に対処すること。

一 日本電信電話株式会社の資産形成の経緯並びに本委員会における審議の経過等を踏まえ、日本電信電話株式会社の株式の売却に当たっては、いささかも疑惑を招くことなく、株式が特定の個人、法人へ集中せず、広く国民が所有できるように行い、同時に、売却益等の使途については、利用者国民にとつて有益であり、国民各層の納得が得られる適切な方途を確立すること。

一 日本電信電話株式会社の経営の自主性を尊重し、資金その他労働条件等労働者の自主決定に介入しないものとする。

一 日本電信電話株式会社が新規参入者、中小企業との間に、公正かつ有効な競争が確保されるよう努めるとともに、問題が発生した場合の相談窓口の設置等について検討すること。

一 第一種電気通信事業に関する情報通信概況を、毎年一回、国会に報告すること。

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年七月二十日
参議院議長 木村 睦男殿
衆議院議長 福永 健司

(小字及び一は衆議院修正)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

日本電信電話株式会社が電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(電話設備負担臨時措置法及び電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法の廃止)

第一条 次の法律は、廃止する。
一 電話設備負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)

二 電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法(昭和三十八年法律第五十七号)

(会計検査院法の一部改正)
第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第六号中、「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八条の二第二項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十五号)第七十條第二項」を「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八条の二第二項」に改める。

第二十三條第一項第二号中、「日本国有鉄道及び日本電信電話公社以外のものが国又は公社(日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。)」を「及び日本国有鉄道以外のものが国又は日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第二十九條第六号中、「日本国有鉄道法第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法第七十條第二項」を「及び日本国有鉄道法第四十八條の二第二項」に改める。

第三十一條、第三十三條、第三十五條第一項及び第三十七條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十

八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三條中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第九号)附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)
第四条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「公共企業体又は」を「公共企業体、日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第九号)附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社又は」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)
第五条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は日本電信電話公社及びこれらの法人の」を削る。

(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六条 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第九号)附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 削除

(北海道開発法の一部改正)
第八条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道に改める。

(自衛隊法の一部改正)
第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

第四條の見出し中「公共電気通信設備」を「電気通信設備」に改め、同条第一項中「公共電気通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第九号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)
第十条 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「日本国有鉄道等」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項を削る。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)
第十一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「日本電信電話公社その他」を削る。

(災害対策基本法の一部改正)
第十二條 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

第五十七條中「公共電気通信設備」を「電気通

信事業法(昭和五十九年法律第 号)第二条

第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十九条中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

(工場抵当法の一部改正)

第十三条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「供給」の下に「又ハ電気通信設備ノ提供」を加える。(国債整理基金特別会計法の一部改正)

第十四条 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本電信電話公社法施行法昭和二十七年法律第二百五十一号」第八條第二項及び「日本電信電話公社」を削る。

第十五条中「日本電信電話公社」を削る。

(会計法の一部改正)

第十五条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の十二中「公衆電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

(財政法第三条の特例に関する法律の一部改正)

第十六條 財政法第三条の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二号中「電信、電話」を削る。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十七條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部改正)

第十八條 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」及び「日本国有鉄道」に改める。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正)

第十九條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「日本電信電話公社」を削る。(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第二十條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社」を削る。(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第二十一條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「公社等」を「日本国有鉄道」に改め、同条中「及び日本電信電話公社(以下「公社等」という。)」を削り、「当該公社等の負担」を「その負担」に、「当該公社等の予算」を「日本国有鉄道の予算」に改める。

第三条中「公社等」を「日本国有鉄道」に、「補てん」を「補てん」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第二十二條 資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

四 削除

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第二十三條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本電信電話公社」を削る。

第十條第一項中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改め、「及び日本電信電話公社」を削る。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第二十四條 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第二条第二項第四号を次のように改める。

四 削除

(鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律の一部改正)

第二十五條 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律(昭和二十八年法律第一百二十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び電信電話債券」を削る。

本則中「及び日本電信電話公社」及び「及び電信電話債券」を削り、「並びにこれらの者が」を「及びその」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六條 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

日次中「第九章 日本たばこ産業共済組合に係る特例(第百十一條の二、第百十一條の十)」を「第九章 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例(第百十一條の二、第百十一條の十)」に改める。

第二条第一項第一号ロ中「若しくは第三十一條第二項又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第三十二條第一項若しくは第三十三條第一項」を「又は第三十一條第一項」に改め、同項第七号ロを削り、ハをロとし、同号に次のように加える。

ハ 日本電信電話株式会社

第八條第一項中「及び日本電信電話公社の總裁」を削り、「日本たばこ産業株式会社」を「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社」に改め、同項第七号ロを削り、ハをロとし、同号に次のように加える。

第十二條の見出し中「若しくは日本電信電話公社」を削り、同条第三項中「又は日本電信電話公社の總裁」及び「又は郵政大臣」を削り、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第九十九條第一項第二号及び同条第二項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改め、同条第三項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改め、「(以下「日本たばこ産業共済組合」という。)」の下に「及び日本電信電話株式会社」に所屬する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話共済組合」という。))を加え、同条第四項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第九條 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例

第百十一條の二の見出し及び同条第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の三第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「定款」を「それぞれ定款」に改め、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

日本電信電話株式会社法案外二件

三八

日本電信電話共済組合」を加え、同条第三項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の四「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の五第一項中「日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。))」を「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社(以下「会社」と総称する。))とそれぞれに、日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合」を「日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合の運営規則で定める者は、それぞれの組合」に改める。

第百十一條の六中「会社」を「指定に係るそれぞれの会社」に改める。

第百十一條の七第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「当該組合」を「それぞれの組合」に改め、同条第四項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の八から第百十一條の十までの規定中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十二條第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十六條第五項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 日本電信電話株式会社 郵政大臣
第百十六條第六項中「厚生大臣」の下に「(日本電信電話株式会社に係る指定にあつては、厚生大臣及び郵政大臣)」を加える。

第百二十三條ただし書中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

附則第十三條の十一の見出し中「国鉄共済組合等」を「国鉄共済組合」に改め、同条第一項中「又は日本電信電話公社」に所属する職員をもつ

て組織する組合(以下「日本電信電話公社共済組合」という。))を削り、同条第二項中「又は日本電信電話公社共済組合」を削り、同条第三項中「日本電信電話公社並びに」及び「及び日本電信電話公社共済組合」を削る。

附則第十四條の十第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

附則第二十條の二第一項及び第二項中「日本国鉄共済組合又は日本電信電話公社」を「又は日本国鉄共済組合」に改める。

附則第二十條の三「当該組合」を「日本電信電話共済組合並びにこれらの組合」に改める。
(接収資金等の処理に関する法律の一部改正)
第二十七條 接収資金等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「日本電信電話公社」を削る。

(所得税法の一部改正)
第二十八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本電信電話公社の項を削る。

(法人税法の一部改正)
第二十九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本電信電話公社の項を削る。

(印紙税法の一部改正)
第三十條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本電信電話公社の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)
第三十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十七号の次に次のように加える。

四十七の二 電気通信事業の許可又は登録
(一) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第...)
(二) 電気通信事業法第二十四條第一項(特別第二種電気通信事業の登録)

別表第一第四十八号中「第四條第一項」を「第四條」に改める。
別表第二日本電信電話公社の項を削る。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)
第三十二條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の規定に基づき、」を削る。
(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十三條 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八十六條、第八十八條及び第九十條中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(災害救助法の一部改正)
第三十四條 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
第二十八條中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第...号)第二條第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三條第三項第三号」を「第三條第四項第三号」に改める。

(医療法の一部改正)
第三十五條 医療法(昭和二十三年法律第二百五

号)の一部を次のように改正する。
第七條の二第五項中「日本電信電話公社」を削る。

(日本赤十字社法の一部改正)
第三十六條 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第二項中「日本電信電話公社、国際電信電話株式会社」を「電気通信事業者」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(児童手当法の一部改正)
第三十七條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項の表第三号上欄中「又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第二十八條第一項」を削り、同号下欄中「当該職員」を「当該職員」に改める。

第十八條第三項第四号中「公共企業体の総裁」を「日本国鉄の総裁」に、「当該公共企業体」を「日本国鉄」に改める。

第二十條第一項第六号中「第二條第一項第七号ハ」を「第二條第一項第七号ロ及びハ」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)
第三十八條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十條の次に次の一条を加える。

第四十一條 農林中央金庫ハ当分ノ間第十六條ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預リ金ヲ為シ又ハ主務大

臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

(漁港法の一部改正)

第三十九条 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項中「日本電信電話公社」を削る。

(海岸法の一部改正)

第四十条 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「日本電信電話公社」を削る。

第四十一条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の次に次の一条を加える。

第六十二条 商工組合中央金庫ハ当分ノ間第三十条ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ預金ノ受入ヲ為シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第四十二条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公共企業体(日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。)」を「日本国有鉄道」に改める。

第四条第二項中「公共企業体」を「日本国有鉄道」に改める。

(港灣法の一部改正)

第四十三条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「日本電信電話公社」を削る。

(気象業務法の一部改正)

第四十四条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(郵便法の一部改正)

第四十五条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(郵便為替法の一部改正)

第四十六条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条、第十八条第一項及び第三十七条の三中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(電波法の一部改正)

第四十七条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第五条第二項第六号中の開設するものの下に「電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。))を行うことを目的とするものを除く。」を加える。

第十六条の二を次のように改める。

第十六条の二 免許人は、電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受けようとするときは、郵政大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することが出来る。

第五十条第一項の表中「公共通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第五十九条中「定が」を「定めが」に、「除外」を「除外はか」に、「公共電気通信法第五十一条」を「電気通信事業法第四十一条又は第九十条第二項」に改め、「以下」を削る。

第六十三条第一項中「公共通信業務」を「電気通信業務」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八十二条第一項中「第四条第一項但書」を「第四条ただし書」に、「且つ」を「かつ」に改め

る。

第九十九条の二中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第九十九条の三第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「その他の電気通信事業者」を「その他電気通信の事業を営む者」に、「職権若しくは」を「職権又は」に、「この条中」を「この条において」に改める。

第九十九条の十二第一項第一号中「第四条第一項第一号及び第二号」を「第四条第一号及び第二号」に改める。

第二百二条の二第二項第一号中「公共通信業務」を「電気通信業務」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に、「公共通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改め、同条第三項中「備えつけ」を「備え付け」に、「公共通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改める。

第二百二条の六中「公共通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に、「行ない」を「行いに」、「行なわては」を「行わては」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に、「と」のつたを「調つた」に改める。

第二百二条の二第二項第二号中「公共通信業務」を「電気通信業務」に改め、同項第三号中「公共通信」を「前号に掲げるもの」に改める。

第二百二条の四「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第二百二条の二第二項中「公共通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第二百二条第一号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

附則第十三項の前の見出しを削り、同項を次のように改め、附則第十四項を削る。

(電報の事業に関する経過措置)

13 電気通信事業法附則第五十一条の規定により電報の事業が第一種電気通信事業とみなされる間は、第五条第二項第六号、第十六条

の二、第五十条第一項、第六十三条第一項、

第二百二条の二第二項第一号、第二百二条の二第二項第二号及び第二百二条の二第二項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公共電気通信法等の特例に関する法律の一部改正)

第四十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公共電気通信法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

題名中「公共電気通信法」を「電気通信事業法」に改める。

第一条中「電信及び電話」を「電気通信役務」に、「公共電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第七号)」に改める。

第三条中「電信及び電話」を「電気通信役務」に改める。

(国際電信電話株式会社法の一部改正)

第四十九条 国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国際公共電気通信事業」を「国際電気通信事業」に改める。

第二条中「国際公共電気通信事業を営む外」を「国際電気通信事業を営む外」に改める。

第四条第二項に後段として次のように加える。

転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十一條中「利益金」を「利益」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の合併の決議(会社と第一種電気通信事業電気通信事業法(昭和五十九年法律第

号)第六條第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。)を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。についての郵政大臣の認可は、同法第十六條第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

第十四條中「第十條」を削り、「利益金」を「利益」に改める。

第十六條中「左の」を「次の」に、「十萬元」を「百萬元」に改め、同條第三号中「第六條但書」を「第六條ただし書」に改める。

第十七條第一項中「五萬元」を「二十萬元」に改める。

(有線電気通信法の一部改正)

第五十條 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六號)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同條第三項中「前二項」を「前三項」に、「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「日本電信電話公社(以下「公社」という。))又は国際電信電話株式会社(以下「会社」という。))を「第一種電気通信事業者」に改め、同條第二号中「以下「構内等設備」という」を「第二項各号に掲げるもの(同項の郵政省令で定めるものを除く。))」に改め、同條第三号中「設置するもの」の下に「(第二項各号に掲げるもの(同項の郵政省令で定めるものを除く。))」を加え、同條第四号を削り、同條第五号中「前各号」を「前三号」に、「ものの外」を「もののほか」に改め、同條同項第四号とし、同條同項第四項とし、同條第二項中「前項各号の事項を」を「第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとする

とき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備(郵政省令で定めるものを除く。)に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他郵政省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

一 二人以上の者が共同して設置するもの

二 他人(第一種電気通信事業者電気通信事業法(昭和五十九年法律第

号)第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者をいう。以下同じ。)を除く。の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの

三 他人の通信の用に供されるもの

第四條から第七條までを削る。

第八條中「公社又は会社でなければ」を「第一種電気通信事業者がその事業の用に供する設備として設置する場合を除き」に、「但し」を「ただし」に改め、同條を第四條とする。

第九條から第十條までを削る。

第十一條第二項中「政令は、左に掲げるところによらなければならない」を「技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない」に改め、同條を第五條とする。

第十二條第二項中「証券」を「証明書」に、「呈示」を「提示」に改め、同條を第六條とする。

第十三條の見出しを「設備の改善等の措置」に改め、同條中「第十一條」を「第五條」に改め、同條に次の一項を加え、同條を第七條とする。

2 郵政大臣は、第三條第二項に規定する有線電気通信設備(同項の郵政省令で定めるものを除く。)を設置した者に対しては、前項の規定によるほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

第十四條を削り、第十五條を第八條とする。

第十六條中「公衆電気通信法第五條第一項」を「電気通信事業法第四條第一項又は第九十條第二項」に改め、同條を第九條とする。

第十七條の見出しを「(異議申立ての手續における聴聞)」に改め、同條第一項中「第十四條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、当該異議申立てをした者」に改め、同條第三項中「処分に係る者」を「異議申立てをした者」に改め、同條を第十條とする。

第十八條を削る。

第十九條中「第十一條から第十三條まで」を「第五條、第六條、第七條第一項」に、「第十二條第一項、第十三條」を「第六條第一項、第七條第一項」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同條を第十一條とする。

第二十條中「第十七條」を「第十條」に、「第二十六條」を「第十八條」に改め、同條を第十二條とする。

第二十一條の前の見出しを削り、同條中「五十萬元」を「百萬元」に改め、同條を第十三條とし、同條の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第二十二條を削る。

第二十三條第一項中「第十六條」を「第九條」に、「三十萬元」を「二十萬元」に改め、同條第二項中「五萬元」を「三十萬元」に改め、同條を第十四條とする。

第二十四條中「第二十一條及び前條」を「第二十二條」に改め、同條を第十五條とする。

第二十五條中「左の」を「次の」に、「一萬元」を「二十萬元」に改め、同條第一号中「又は第八條」を削り、同條第二号及び第三号を削り、同條第四号中「第十三條」を「第七條第一項」に、「第九條」を「第十一條」に、「第十五條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條を同條第二号とし、同條を第十六條とする。

第二十六條中「左の」を「次の」に、「一萬元」を「十萬元」に改め、同條第一号中「若しくは第二項、第六條第二項又は第七條第二項」を「から第三項まで」に改め、同條第二号を次のように改め、同條第三号を削り、同條を第十七條とする。

二 第六條第一項(第十一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七條中「第二十二條及び」を削り、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同條を第十八條とする。

(有線放送電話に関する法律の一部改正)

第五十一條 有線放送電話に関する法律(昭和三十一年法律第百五十二號)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつてゐる地域」を「有してゐる地域(一の市町村の区域及び当該一の市町村に隣接する市町村の区域内に含まれる地域に限る。))」に改め、同條中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同條第五号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同條を同條第三号とし、同條第六号を同條第四号とする。

第十六條中「前三條」を「前三條」に改め、同條を第十九條とする。

第十五條中「一萬元」を「十萬元」に改め、同條第二号中「第十一條」を「第十三條」に改め、同條を同條第三号とし、同條第一号中「第七條又は第九條第二項」を「第八條又は第十一條第二項」に改め、同條を第十八條とする。

に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加え、同条を第十八条とする。

一 第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四条の前の見出し及び同条を削り、第十三条を第十五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第十六条 第三条の規定に違反して有線放送電話業務を行つた者及び第十条の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第九条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「第十条第一項から第三項まで」を「第九条及び第十二条第一項から第四項まで」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条を第十三条とする。

第十条第二項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

3 郵政大臣は、第六条第一項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその接続により行うべき業務を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

第九条を第十一号とし、第八号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条を第十号とする。

第七号中「有線放送電話業務」の下に「(前条の接続をする場合にあっては、当該接続に係る業務を含む。次条において同じ。)」を加え、同条を第八号とし、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令)

第九条 郵政大臣は、前条の規定により届け出た契約約款に定める有線放送電話業務の提供

条件が利用者の利益を阻害していると認めるときは、有線放送電話業者に対し、当該契約約款の変更を命ずることができる。

第五条を削り、第六条第一項中「有線放送電話業者」を「第三条の許可を受けた者(以下「有線放送電話業者」という。))」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(他の有線放送電話業者等との接続)

第六条 有線放送電話業者が他の有線放送電話業者と有線放送電話業務の用に供する設備を相互に接続しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、当該接続に係る各有線放送電話業者の業務区域のすべてが第四号第一号に規定する地域に含まれる場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

第七条 有線放送電話業者は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第五十二条第一項の規定により、その業務の用に供する有線電気通信設備を同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者の電気通信回線設備に接続しようとするときは、郵政大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正) 第五十二条 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(質権の設定)

第一条 電話加入権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)以下「事業法」という。)附則第九条第一項又は第二項に規定する権利をいう。以下同じ。を有する者は、同条第一項の規定により事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法第三十八号から第三十八条の三までの規定がなおその効力を有

する間は、この法律の定めるところにより、その電話加入権に質権を設定することができる。

第五条第一項中「電話取扱局」の下に「(日本電信電話株式会社(以下「会社」という。))において電話に関する現業務を取り扱う事業所をいう。以下同じ。)」を加え、「日本電信電話公社(以下「公社」という。))」を「会社」に改める。

第六条第一項中「加入電話の加入」を「電話加入権に係る契約」に改め、同条第二項中「公衆電気通信法」を「事業法附則第九条の規定により、なおその効力を有することとされ、又はその例によることとされる事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号。次項において「旧公衆法」という。))」に改め、同条第三項中「公衆電気通信法」を「旧公衆法」に改め、同項第一号中「差押」を「差押え」に改める。

第七条第一項中「公社」を「会社」に改める。

第八条の見出し中「公社」を「会社」に改め、同条中「加入電話の加入者」を「電話加入権を有する者」に、「公社」を「会社」に、「加入電話加入契約の解除又は加入電話加入権に係る契約の解除」に、「加入電話の種類の変更の請求若しくは郵政省令で定めるその他の請求」を「又は郵政省令で定める契約の内容の変更の請求」に改める。

第九条の見出し中「公社の行う処分」を「会社」に改め、同条中「公社」を「会社」に、「加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定により加入電話加入契約を」を「電話加入権に係る契約」に、「加入電話の種類の変更又は郵政省令で定めるその他の処分をしたときは」を「当該契約の内容で郵政省令で定めるものを變更したときは」に改める。

第十条第一項中「申立」を「申立て」に、「公社」を「会社」に、「加入電話による通話」を「電話加入権に係る契約による電気通信業務の提供」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「公社」を「会社」に、「加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定による加入電話加入契約を」を「電話加入権に係る契約」に、「加入電話加入者」を「電話加入権を有していた者」に改める。

第十三条中「公社」を「会社」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第五十三条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

第四条第四十二号及び第四十三号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改め、同条第四十七号の次に次の三号を加える。

四十七の二 電気通信事業に関する許可、認可及び登録に関すること。

四十七の三 電気通信事業に関する料金その他の提供条件に関すること。

四十七の四 電気通信事業の発達、改善及び調整に関すること。

第五十二条第二十二号の二を削り、第二十二号の三を第二十二号の二とし、第二十二号の四を第二十二号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の四 法令の定めるところに従い、電気通信事業に関し、許可し、認可し、登録し、又は必要な処分をすること。

第六条第一項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改め、同条第五項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に、「第四十八号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号まで」に改め、同条第六項中「第四十八号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号まで」に改める。

第七条中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

(労働関係調整法の一部改正)
第五十四条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則第三項を削り、附則に次の一条を加える。

第三条 日本電信電話株式会社に関する事件であつて、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるものについて、労働大臣が当該事件がこれに該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして第十八条第五号の規定により中央労働委員会に対して調停の請求をしたときは、当該調停に關しては、当分の間、第三章に定めるもののほか、次項から第四項までに定めるところによる。

2 中央労働委員会は、前項の調停に關し、適當と認めるときは、隨時、当該事件の事情及び調停の経過を公表することができる。

3 中央労働委員会は、第一項の調停について、第三十五條の四に定める場合を除き、他の公益事業に關する事件に優先してこれを處理しなければならない。

4 労働大臣は、第一項の請求をしたときは、その旨公表するものとし、その公表があつたときは、関係当事者は、当該公表の日から中央労働委員会が当該調停を終了した旨を公表する日までの間(その期間が十五日間を超えないときは、十五日間)は、争議行為をしてはならない。

5 第一項の調停以外の調停で同項に規定する事件に係るものうち中央労働委員会に係属している調停について、労働大臣が、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴いた上、当該

事件が同項に規定する事件に該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして中央労働委員会に通知したときは、当該調停については、当該通知があつた日に同項の調停の請求があつたものとみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「第一項の請求」とあるのは、「次項の通知」とする。

第四条 政府は、前条の規定の施行の日から三年後、その施行後の諸事情の変化を勘案して、同条の規定について見直しを行うものとする。

(労働基準法の一部改正)
第五十五条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第十一号中「電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第五十六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(船員組合員に係る特例)
第五十五条の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)
第五十七条 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左に掲げるもの」を「次に掲げる公共企業体及び国の経営する企業」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 日本国有鉄道

第二条第一項第二号中「左に」を「次に」に改

め、同号イ中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に、「買上」を「買上げ」に、「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改め、同号ニ中「章はい」を「章は」に改める。

第三十九条中「日本電信電話公社及び」を削る。

(身体障害者雇用促進法の一部改正)
第五十八条 身体障害者雇用促進法(昭和三十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び日本電信電話公社」を削る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)
第五十九条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條の次に次の一条を加える。

(船員組合員に係る特例)
第七條の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第六十条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)
第六十一条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び附則第三條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(雇用保険法の一部改正)
第六十二条 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條の次に次の一条を加える。

第三條の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)
第六十三条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)
第六十四条 特定不況業種・特定不況地域関係労働

働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

線若しくは公衆電話所(これらのうち、同法に基づくものにあつては、同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。以下「但し」を「ただし」に改める。

(水防法の一部改正)

第六十五条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「公衆通信施設」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第六十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二号の二を次のように改める。

第十五号の二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設(同法の規定により土地等を使用することができないものを除く。)

第十七条第一項第三号ハを次のように改める。

ハ 電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者(その業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)がその事業の用に供する施設に関する事業

(道路法の一部改正)

第六十七条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

第三十六条第一項中「又は電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)」に、「基き」を「基つき」に、「電柱又は電線」を「又は電柱、電

線若しくは公衆電話所(これらのうち、同法に基づくものにあつては、同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。以下「但し」を「ただし」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第六十八条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「日本電信電話公社」を削る。

(都市公園法の一部改正)

第六十九条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

(公共用地的取得に関する特別措置法の一部改正)

第七十条 公共用地的取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「公衆電気通信業務」を「電気通信業務」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第七十一条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)による第一種電気通信事業者

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(建設省設置法の一部改正)

第七十二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十八号中「日本電信電話公社」を削る。

(地方自治法の一部改正)

第七十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第七項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

第二百三十四条の三中「公衆電気通信の業務」を「電気通信業務」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第七十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第二項第二号中「日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員」を削る。

第四十五条第一項中「日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社」を「若しくは日本国有鉄道」に改める。

第六十六条第一号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第九十九条第一項中「公共企業体(日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下「日本国有鉄道」に改める。

第二百一十一条の十三第三号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第七十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本電信電話公社」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(旧電話設備負担臨時措置法における戦災電話に係る支払)

第二条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。は、第一条の規定による廃止前の電話設備負担臨時措置法(以下この項において「旧負担法」という。))第三条第一項の規定により、日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第 号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下旧公社」という。))が復旧工事を行った加入電話につきその加入者が旧負担法第三条第一項又は旧負担法第四条の五第一項において準用する旧負担法第四条の三第一項の規定による支払をした額の合計額(旧公社が旧負担法第四条の五第一項において準用する旧負担法第四条の四の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の合計額から旧公社の支払の額の合計額を控除した額)を、この法律の施行の際にその加入電話に係る権利を有する者(この法律の施行後にその権利の移転があつたときは、その者とす。以下この条において「権利者」という。の請求により支払うものとする。

2 会社は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から六月以内に少なくとも三回の公告をもつて、権利者に対し、最後の公告の日から一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しなければならない。

3 会社は、知れている権利者には、各別にその請求を催告しなければならない。

4 第一項に規定する請求は、第二項の申出をすべき期間を経過したときは、することができない。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の会計検査院法第二十三条第一項各号の会計経理で旧公社に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職員に係る第二条の規定による改正前の会計検査院法第三十一条の規定による懲戒処分等の要求、同法第三十三条の規定による犯罪の通告、同法

第三十五条の規定による会計経理の取扱に關する審査及び判定並びに同法第三十七条第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

3 旧公社の職員が日本電信電話株式会社法附則第十二条第五項に規定する弁償責任の検定に關する検査官會議の議決事項及び検査報告の掲記事項については、なお従前の例による。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下この条において「新退職手当法」という。)第二条第二項に規定する職員として在職する者で旧公社の職員として在職期間を有するものの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員として在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 施行日の前日に旧公社の職員として在職する者が、引き続き会社職員の職となり、かつ、引き続き会社職員の職として在職した後引き続き新退職手当法第二条第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び施行日以後の会社職員の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が会社を退職したことに伴う退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、

引き続き会社職員の職となつた者であつて施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものに對する国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十九条の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧公社が有していた第二十條の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二条第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付については、会社がなお従前の例により行うものとし、この場合における一般会計の受入金の過不足額の調整については、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十三条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「改正前の予算執行責任法」という。)第九条第一項に規定する旧公社の予算執行職員はこの

法律の施行前にした行為については、改正前の予算執行責任法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第二十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前の共済法」という。)第三条第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下「旧組合」という。)は、施行日において、第二十六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の共済法」という。)第三条第一項の規定により設けられた会社に所属する職員をもつて組織された共済組合(以下「新組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、改正前の共済法第九条に規定する運営審議會の議を経て、改正前の共済法第六条第一項、第十一条第一項及び第十五条第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、改正後の共済法第十六条の規定により新組合が行うものとする。

第十条 改正後の共済法第九十九条、第二百二十三条、第二百五条及び附則第二十条の二の規定は、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の一部を改正するための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下「昭和五十八年法律第八十二号」という。)附則第三条第一項に規定する旧組

合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであつた負担金の額と、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二の規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により国が負担すべき額との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条から第二十九条まで及び第三十四条の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、「第二条」とあるのは「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第号)第二十六条」とする。

3 昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五条第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十一条 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六条第一項の規定により改正前の共済法及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、改正後の共済法又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六条第二項の規定により年金である給付が支給されていらない旧公社の役員に係る改正後の共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役

として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十二条 改正後の共済法附則第十三条の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤(同条第一項に規定する通勤をいう)により病氣にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用について準用する。

第十三条 この法律の施行の際現に旧組合が保有する電信電話債券は、新組合の責任準備金の運用に関する改正後の共済法附則第三条の二第四項の規定の適用については、旧公社の解散後も、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第一項第三号に掲げる債券とみなす。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日の前日において、旧公社の総裁又はその委任を受けた者がした第三十七条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号。以下この条において「行革関連特例法」という。)(第十一條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は行革関連特例法第十一條第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。))の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第三十七条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。))の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項(行革関連特例法第十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず

ず、昭和六十年四月から始める。

(漁港法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行前に第三十九条の規定による改正前の漁港法第三十九条第四項の規定により旧公社が農林水産大臣にした協議に基づき行はは、第三十九条の規定による改正後の漁港法第三十九条第一項の規定により会社に対して農林水産大臣がした許可に基づく行為とみなす。

(海岸法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に第四十条の規定による改正前の海岸法第十条第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づく占有又は行為は、第四十条の規定による改正後の海岸法第七条第一項又は第八條第一項の規定により会社に対して海岸管理者がした許可に基づく占有又は行為とみなす。

(港湾法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行前に第四十三条の規定による改正前の港湾法第三十七条第三項において読み替へられた同条第一項の規定により旧公社が港湾管理者の長とした協議に基づく行為は、第四十三條の規定による改正後の港湾法第三十七條第一項の規定により会社に対して港湾管理者の長がした許可に基づく行為とみなす。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律の施行前に第四十七条の規定による改正前の電波法第二百二條の二第一項の規定による公衆通信障害防止区域に係る指定又は同法第二百二條の五第一項の規定による当該区域に係る重要無線通信障害原因となる旨の通知は、それぞれ第四十七條の規定による改正後の電波法第二百二條の二第一項又は第二百二條の五第一項の規定により電気通信業務障害防止区域に係るものとして指定又は通知とみなす。

2 この法律の施行前にした第四十七條の規定による改正前の電波法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

る。

(国際電信電話株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした第四十九条の規定による改正前の国際電信電話株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有線電気通信法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 この法律の施行に伴い、第五十条の規定による改正後の有線電気通信法第三条第二項の届出をすべきこととなる者のうち、この法律の施行の際現に適法に有線電気通信設備を設置している者は、同項の届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行前にした第五十条の規定による改正前の有線電気通信法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有線放送電話に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に旧公社から電気通信事業法(昭和五十九年法律第号)附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第五十四條の三に規定する接続通話契約に係る役務の提供を受けている有線放送電話業者であつて引き続き会社から電気通信事業法第五十二條第一項の接続によりその役務の提供を受けるものについて第五十一條の規定による改正後の有線放送電話に関する法律第七條及び第八條の規定の適用については、その者は、会社が電気通信事業法第三十一條第一項の認可を受けた契約約款に基づき当該接続に係る役務の提供を受けることとなつた後一月以内にこれらの規定により必要とされる届出を行うことをもつて足りるものとする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 この法律の施行前に第五十二條の規定による改正前の電話加入権質に関する臨時特例法により、旧公社がした質権の設定等の登録その他の行為又は旧公社に対してされた質権の設定等の登録の請求その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の電話加入権質に関する臨時特例法の規定により会社がした行為又は会社がに対してされた行為とみなす。

(公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 この法律の施行前に旧公社がした行為についての公共企業体等労働関係法(以下この条において「公労法」という。)(第二十五條の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属している旧公社とその職員に係る公労法第三條第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。))とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に旧公社と組合とが締結した協定であつて公労法第十六條第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五條ただし書に該当するものに関する公労法第三章(第十二條を除く。)(第二十五條の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為であつて、公労法第二十五條の六において準用する労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

改める。

〔松前達郎君登壇、拍手〕

○松前達郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

これら法律案につきましては、第百一回国会の本会議において趣旨説明を聴取しておりますので、簡単にその主な内容について述べさせていただきます。

まず、日本電信電話株式会社法案についてであります。第一は、国内電気通信事業を営むことを目的として日本電信電話株式会社を設立し、その責務については、常に適正かつ効率的な経営に配慮するとともに、電話業務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するほか、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及に努めるものとしております。

第二は、政府は、常時、会社の発行済み株式総数の三分の一以上の株式を保有するとともに、政府保有株式の処分については、その年度の処分限度数につき、予算をもって国会の議決を経なければならぬこととしております。

第三は、新株の発行、取締役、監査役の選解任の決議、定款変更の決議、事業計画等については郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等会社の監督について所要の規定を設けようとするものであります。

第四は、附則において、政府は、会社の設立の日から五年以内に、会社のあり方について検討し、必要な措置を講じようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしておりますが、日本電信電話公社法等の廃止及びこれに伴う経過措置の規定は、昭和六十年四月一日から施行することとしております。

また、本法律案は、衆議院において、会社の附

帯業務を郵政大臣の認可事項から除外する旨の修正が行われております。

次に、電気通信事業法案についてであります。第一は、電気通信事業者が取り扱う通信の秘密の保護、検閲の禁止、利用の公平、重要通信の確保等について所要の規定を設けようとするものであります。

第二は、電気通信事業の種類を、みずから電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業と、第一種電気通信事業者から回線の提供を受けて電気通信役務を提供する第二種電気通信事業に区分し、それぞれ許可制及び届け出制としております。

ただし、特別第二種電気通信事業、すなわち不特定多数を対象とする全国的、基幹的な事業及び外国との間の事業については登録制にしようとするものであります。

第三は、第一種電気通信事業者は、電気通信役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないものとしております。

第四は、郵政大臣は、事業の許可、契約約款の認可等重要な処分を行うに当たっては、政令で定める審議会に諮り、その決定を尊重して措置しなければならぬものとしております。

第五は、附則において、政府は、この法律の施行の日から三年以内に、その施行の状況について検討し、必要な措置を講じようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、昭和六十年四月一日としております。

さらに、日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案についてであります。第一は、電話設備費負担臨時措置法等を廃止するほか、有線電気通信法等関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

第二は、会社の労使関係については、労働三法によることとし、公共企業体等労働関係法は適用しないものとする。また、当分の間、国民経済及び日常生活に相当程度影響を及ぼすおそれがある場合、労働大臣の請求に基づき中央労働委員会の調停を行っている期間最大十五日間を争議行為をしてはならないものとしております。

なお、この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとしております。

また、本法律案は、衆議院において、会社の争議行為を制限する特例措置については、法律施行の日から三年後に見直しを行う旨の修正が行われております。

委員会におきましては、三法律案を一括して質疑を行うとともに、第百一回国会において公聴会の開会、参考人の意見聴取、次いで閉会中においては、札幌市、福岡市、大阪市において地方公聴会を開催し、さらに今国会においては、内閣、地方行政、大蔵、社会労働、商工の各委員会との連合審査会を開会する等極めて熱心かつ慎重な審議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終りましたところ、三法律案に対して、中野委員より、公明党・国民会議・民社党・国民連合、新政クラブを代表して修正案が提出され、次いで討論に入りましたところ、日本社会党大森委員より、原案に反対、修正案について評価はできるも反対、自由民主党・自由国民会議長谷川理事より、原案並びに修正案に賛成、日本共産党佐藤委員より、原案並びに修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終り、採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、片山理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブ及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案に係る通信主権の確保、情報基本法の制定、新電電株式の売却方法

等十二項目の附帯決議が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。片山基市君。

〔片山基市君登壇、拍手〕

○片山基市君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました電電改革三法案に対し、反対の立場から意見を表明するものであります。私は、さきの第一特別国会における本会議質問の冒頭で、電電改革三法案には「今日までの電信電話事業百有余年の歴史が築き上げた国民共有の財産を、情報通信産業の基盤として公共の福祉増進、国民の利便確保のため一層発展させる国家百年の計が求められている」と強く主張したところでありました。また、真に国民のための電気通信事業の確立を目指し、さきの国会において千六十五万余の請願署名が寄せられたことを見ても、本法案に対する関心の深さと広がりがかい知れるものであります。こうした観点から、国民が抱くさまざまな疑問点を説明することにあります。とりわけ、良識の府と言われている本院の役割は極めて重大であります。

したがって、今日までの審議を通じて、我が党が強く主張してきた社会法案第二条の「責務及び事業法案第一条の「目的」、公共の福祉増進、国民の利便の確保、公平なサービスの提供の明記を修正によって実現させ、公共性をより一層明確化させたことは、本院としての成果であると考えます。

そのほか、電報事業は今後、法律の改正がない限り廃止させないことを明確にさせた点や、今回の制度改革を理由とする料金値上げのないことの確認、また主要な料金認可などについては、電気通信審議会に諮問し、広く利用者の意見を聞かなければならないとする公聴会の開催を義務づけたこと、さらに、労働基本権確立のため、三年後の見直しに当たっては労働法附則の廃止をより明確

にさせたほか、政・省令についても、その制定並びに運用に当たり許可権行使等に行き過ぎのないよう確認させ、また国際電電会社法第二条の附帯業務を認可から届け出に修正させたことなども我が党の取り組みの結果であります。

しかしながら、今後の高度情報化社会における電気通信事業のあり方に対する理念、基本的政策に根本的な欠陥を持ち、かつ具体的対応策についても多くの解明されない点が残されていることは極めて遺憾であります。すなわち、技術先行と企業づくりの二つのニーズによってバラ色に描かれているいわゆる情報化社会は、国民が不安を抱く影の部分として、情報の集中、情報の格差、情報システムの脆弱性、プライバシー保護、雇用問題など、政治、経済、社会、文化、人間生活にさまざまな形で大きな影響を与えている問題の解決を急がなければならぬのは当然であります。

私が、本会議における質疑の中で、「かつて、高度工業化を急ぐ余りに環境破壊と人命を軽視して、多くの公害患者を出したという悲惨な経験を私たちは決して忘れてはならない」と主張したのは、まさにこの一事であります。

以上の点を指摘し、次に本法案に反対する幾つかの点について理由を述べます。

その第一は、財界主導の臨調答申に基づく行政改革の名のもとに、国家財政の見地から性急かつ拙速に国民共有の財産である電電公社を株式会社化し、電気通信事業のすべてに競争の原理を導入することは根本的に誤っているものであります。

第二は、政府に無償譲渡される株式が、いっような方法でだれに売却されるのか、あるいはその売却益金、配当金をどう使おうとしているのか、全く明らかにされていないのであります。

既にちまたでは株式をめぐってうわさが飛び交い、他方、各省庁は売却益をめぐり醜い暗闘を繰り広げているではありませんか。総理みずから、いやくも利権につながることがあってはならないと発言されたのでありますが、この異例の発言

は、裏を返せば、今回の改革が一步誤れば利権争いの具につながる危険性の強いことを総理みずから認めていることにはなりません。一点の疑惑を招くことのないようになどと言っても、今日までの政府の姿勢には不信、不安を抱かざるを得ないのであります。

第三は、我が国電気通信事業に外国資本の無原則的な参入を認めた点であります。

電気通信は、国民生活、経済活動等の存立基盤を支える中核的機能を提供し、防災等、国全体の総合安全保障の機能にもかかわるため、電気通信を自国の支配のもとに置くか否かは一国の独立にかかわる基本であるにもかかわらず、今回、特別第二種事業を内外無差別としたことは我が国の通信主権を根底から揺るがすものであり、極めて遺憾であります。少なくとも二分の一未満の外資規制は当然なのに、当初案から消え去ったことは断じて納得できません。

その第四は、政府は繰り返して、今回の改革は利用者国民に安くて良質なサービスを提供することにあると強調していますが、その展望は、競争関係をおおるのみで、具体策がいまだに明確化されておらず、電話料金の地域格差、非採算地域のサービスの切り捨て等に対する利用者の不安に全くこたえていないからであります。

第五に、我が党を初め、すべての野党がこぞって強く主張した労働法附則第三条の削除による労働基本権の全面的確立の要求に対し、政府が全く応じなかったことは極めて不満であります。

第六は、高度情報化社会における電気通信事業の役割について、重要な施策を置き去りにしていることであります。

既に各種ニューメディアの実用化が進み、IN S計画の本格的な実験が行われている中で、総合的な施策を欠落させたままにしている責任は極めて重大であります。政府は、情報基本法の制定に取り組み何を何度も約束しておきながら、いまだに提案できないばかりか、その見直しさえ定か

にできないのが実情であります。また、情報通信に関する行政の一元化に向けて積極的に取り組むことが急がれているにもかかわらず、これを放置していることは許されるべきではありません。

以上、反対の理由の一端を述べましたが、三法案には、残念ながら後世に極めて重大な危惧のあることを払拭できないのであります。私は、来るべき高度情報化社会の中で、我が国電気通信事業の将来を誤らしめないため、引き続き国会の場を通じて、国民の期待に沿い得る政策確立に向かってその責任を果たすべきことを強く訴えて、万解の思いを込めて反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 服部信吾君。

〔服部信吾君登壇、拍手〕

○服部信吾君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案など電電三法案につきまして、賛成の討論を行うものであります。

言うまでもなく、我が国の電気通信事業は、明治二年の電信事業の開始以来、百十有余年にわたり一貫して官営によって行われてきたことは周知の事実でございます。その間、技術革新等によって電気通信は飛躍的に発展し、昭和五十三年末には積滞解消、全国自動即時時代の二大目標が達成され、ほぼ全国的な通信ネットワークが完成されたのであります。

しかしながら、一方では、第二臨調等の指摘にもあるように、経営の合理化意識の希薄化など巨大独占性による弊害が顕著になるとともに、二十一世紀の高度情報社会に向けて電気通信の高度化、多様化が要請され、それへの対応を迫られてきているのであります。したがって、これらの課題を解決し、活力ある高度情報社会を実現するため、電気通信事業を自由化し、競争原理を導入することは時代の要請であり、これに伴って電電公社を民営化することも避けがたいことと考えるものであります。

しかしながら、今回の改革は我が国の電気通信の歴史における一大転換であるとともに、巨大な資本と技術力を持ち、さらに三十三万人もの職員を有する新会社の誕生が各界に大きな影響を与えることも疑いはありません。

そこで、我が党は、今回の改革に当たって、次の観点から十分かつ慎重な審議を求めようとするのであります。

その第一は、電気通信の持つ公共性、公益性が担保され、国民がこれまで以上に低廉でかつ良質なサービスを公平に受けることができるかどうか。

第二は、来るべき高度情報社会における国民のニーズにこたえていくために、円滑に電気通信の高度化が図られる制度かどうか。

第三は、臨調等で指摘された公社の経営意識の欠如や非効率性をどう克服していくのか。

第四に、電電公社の資産は長年にわたり蓄積された国民共有の貴重な財産であり、民営化に当たって国民に還元すべきである。また、いさしくもこれを一部の者によって利権化させてはならないという点であります。

これらの観点から、我が党は、衆議院の審議においては九項目の修正要求を行い、その結果、新電電の当事者能力の確保やスト規制の見直し、株式売却益の有効利用と利権の排除等を法案修正及び附帯決議として明確にすることができたのであります。

しかしながら、政府提案の電電三法案は、いまだ不明確かつ不十分な点が少なからず存在するのであります。したがって、我が党は、徹底して国民・利用者の立場から電気通信制度の改革を推進するため、再度、具体的問題点を次の五項目に分けて指摘し、修正要求を行ったのであります。

すなわち、その第一は公共性の確保についてであります。電電公社は、たとえ民営化され株式会社になっても、これまで果たしてきた通信の公共性、公益性はいささかも変わるものではなく、むしろ今後の高度情報社会においてますます重要であり、公平なサービスの提供が求められるのであります。したがって、サービスの公平な提供と公共の福祉の増進を明記すべきであるという点であります。

第二は、新会社の株式売却益の使途についてであります。もとより、電電公社の資産は、長年にわたり国民が電話設備料や使用料として電気通信事業に支払ってきたものの貴重な蓄財であること、を考慮するならば、基本的に新電電の株式売却益は電気通信の振興のために充てられるべきであるということであり得ます。

第三は、新電電の株式売却方法についてであります。巷間、新株の売却に当たっては上場による莫大なプレミアムが予想され、一部の法人や個人の利権となることが指摘されております。国民の貴重な財産をいさしくも特定の者の利権とすることは絶対に許されないのであります。さらに、新電電の公共的性格やこれまで利用者が出資者の役割を果たしてきたこと等を考えるならば、新会社の株式売却に当たっては利用者に優先的に割り当てるべきであるという点であります。

第四は、電気通信審議会の強化であります。今回の制度改革で料金認可に関し国会承認がなくなることにより、電気通信審議会の果たすべき役割が極めて大きくなり、また競争原理のもとでの新たな料金体系の形成等、審議会に課せられる使命はますます重要になってくるのであります。したがって、審議会により幅広い国民の声が反映できるよう公聴会の設置を義務づけるとともに、審議会委員の任命に当たっては、恣意的選考にならないよう国会の同意を必要とするよう改めるべきであるという点であります。

第五に、中小の工事業業者及び電気通信関連業者への保護についてであります。民営化に伴い、新電電が新たに中小事業者の分野へ進出を拡大し、既存の中小民間業者を圧迫するおそれがあるため、郵政省としては、しかるべき苦情受付の窓口を設けるべきであるということであり得ます。

私たちは、以上五項目をもとに、その実現を図るため最大限の努力をしてまいりました。その結果、本院での修正が実現する運びとなったのであります。

その修正点としては、日本電信電話株式会社法の責務に「公平」及び「公共の福祉の増進」を新たに加えるとともに、電気通信事業法の目的の中に「国民の利便の確保」と「公共の福祉の増進」の語句を加え、電気通信の公共性をより明確に規定することになったのであります。また、日本電信電話株式会社が行う附帯業務が衆議院において認可対象から除外する旨の修正されたことに伴い、国際電信電話株式会社の附帯業務を大臣認可事項から除外し、これによって国際電信電話株式会社の経営の自主性を促すことになったのであります。

次に、かねてより我が党が主張してきた電気通信審議会の改革や中小企業者保護等については、法案の附帯決議の中で確認することになったのであります。

また、新電電の株式売却方法については、附帯決議で、特定の個人、法人への集中を排除し、広く国民が所有できるように、適切な方途の確立を明文化することになったのであります。

しかし、政府提案の電電三法案は、私たちが委員会等の議論を通して主張してきた株式売却益を電気通信の基礎研究等その振興に充てるべきであるとの考え方がいまだ不明確であることや、株式売却の具体的方法が後送りとなった点など遺憾とするところであり得ます。また、売却益の使途に

関し、これを全額赤字国債の償還に充てるべしとの考え方があり得るようであり得ますけれども、これは電電公社の資産形成の経緯を無視し、政府の財政運営の失敗を長年にわたる国民の貴重な財産で安易に償おうとするもので、容認することはできません。したがって、我が党は、今後の審議等において、国民・利用者の立場から、株式売却益の使途及び売却方法など民営化に伴う諸問題を論議す

るための小委員会を設け、国民の納得が得られる処置を検討するよう、この際強く主張するものであります。

今回、我々の努力により、法案の再修正を行い、政府案の欠陥を多少とも是正することによって、このたびの電気通信の改革が二十一世紀の高度情報社会に向けて電気通信事業の新しい道を開くものと判断し、賛成を表明するものであります。

最後に、私は、今後とも政府が通信の公共性、公益性に十分配慮し、通信委員会での附帯決議を忠実に守るとともに、同委員会でも私どもが具体的に指摘した問題点に対する政府答弁を誠実に実行するよう強く要望して、賛成討論を終わります。

(拍手)
議長(木村睦男君) 佐藤昭夫君。

〔佐藤昭夫君登壇、拍手〕
○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、電電公社民営化等三法案に反対の討論を行います。

まず初めに指摘したい問題は、本法案が国民生活と日本の将来にとって極めて重大な問題点を持つことから、第一国会では不成立となったにもかかわらず、閉会直後の自民公明四党会談において百二国会冒頭成立の確認が行われ、以来、閉会中には全く異例の地方公聴会を行い、今国会においても徹底審議を求める我が党の意見も踏みにじって強引に委員会採決に付されたこととあります。これらの経過は、議会制民主主義にもとるばかりでなく、審議を尽くして国民の利益を守るべき国会の責務をみずから放棄したものであり、強く抗議するものであります。

さて、本法案に反対する第一の理由は、今次法案によって公共事業体、すなわち国民共有の財産である電電公社を解体して民間株式会社に移行させるとともに、電気通信事業に競争方式を導入することは、国民生活と社会経済活動に重大な悪影響を及ぼすことになるからであります。

本法案によって、電気通信事業に対する国会の統制が外れ、利潤本位の運営となる結果、何が一

体もたらされるのか。例えば、政府や公社当局がいかに電話料金は当分の間値上げしないと言おうとも、それが偽りであることは、既に工事料金が大幅に値上げされ、さらに加えて番号案内等の有料化、各種サービスの切り捨てが検討されていることから明らかであります。

また、先月十六日に発生した世田谷電話局のケーブル火災事故は、電気通信が社会と国民生活に果たしている公共的役割の大きさと安全対策の重要さを改めて明らかにいたしました。公社体制のもとでもこうした事故が発生したのに、利潤本位の民営に移れば安全対策が一層手抜きになることは明らかではありませんか。

第二の反対理由は、社会の神経系統とも言われる電気通信事業に、アメリカなど外国企業の自由参入を許すことによつて、我が国の通信主権が脅かされる危険があるということであり、

この通信主権は、国際電気通信条約で明確に規定しているように、各国固有の主権として世界各國が相互に尊重しなければならぬものであります。そのため、現在外国企業の参入を認めているのはカナダなどごく限られた国だけであり、しかもそのカナダも日本とは逆に参入を規制する方向に進んでいるのであります。この世界の趨勢に背を向けることは断じて許されません。

第三の反対理由は、通信の秘密、プライバシーの権利が侵害されるおそれや、通信の軍事利用の危険が増大するからであります。

今日の情報化の進展のもとで、各種の情報が政府や大企業に集中するとともに、個人情報売買されたり、企業の営業活動に勝手に使用する計画が進められており、国民の権利に重大な侵害を起すおそれがあります。このような状況のもとで、プライバシー保護法の制定など国の責務を放棄したまま、電気通信事業を大企業の手にゆだねることは絶対に認められません。

また、我が党が指摘したように、平和目的に限

るとした法の精神を踏みにじつて、自衛隊に通信衛星を利用させたり、核戦争を想定した米軍通信網に公社回線を大量に提供したり、軍事技術協力に何の歯止めも示さないなど、日米軍事同盟体制の強化のもとで、電気通信と技術の軍事利用の危険がますます増大するのは明らかであります。

第四の反対理由は、電気通信事業体における合理化が強制され、労働者の首切り、労働強化、不当な配転、権利抑圧が行われることとあります。電気公社当局は、人減らし計画はないと欺瞞的答弁を繰り返してきましたが、我が党が具体的資料を示して指摘したごとく、大幅な人減らし計画を着々と進めているのであります。

また、我が党は、法案の質疑とあわせて、電気公社における職員に対する組織的、系統的な思想調査と思想差別、労働組合役員選挙への介入の問題などを公社資料を示して追及いたしました。公社のもとでこのような憲法を踏みつける不当な行為がまかり通っているままに民営に移行すれば、一層重大な事態とならざるを得ないことは明らかであります。

また、ストライキ権の問題であります。本法案では、電気公社の民営化を言いながら、労働者の基本的権利であるストライキ権を事実上否定する措置を規定しております。我が党は、憲法の立場から、ストライキ権は経営形態のいかんにかかわらず無条件に回復すべきものであることを強く主張するものであります。

第五の反対理由は、本法案は大企業による中小企業の支配強化や系列化を促進し、大企業による地域支配も強めるからであります。

大企業や各資本系も情報通信事業への進出を計画していますが、現在でも取引関係情報が大企業に集中的に掌握され、再編、系列化、中小企業の取引条件の悪化が進んでいることは、公正取引委員会や中小企業庁も指摘しているところであり、民営化となればこの傾向が一層激しくなるこ

とは明らかであります。したがって、大企業の専横の規制、中小企業の権利の拡大と保障の措置がないままに民営化を強行することは、国民生活と中小企業の営業に重大な不利益をつくり出すものであり、断じて許されません。

最後に、電電株の問題であります。株式売却益をめぐって利権発生のおそれや各省間の醜い争いを生む根源は、そもそも民営化にあります。これをなくす根本的方策は、我が党が主張するように、本法案の廃案以外にありません。言うところの大量赤字国債の縮減も電気通信技術の研究開発も、株式の売却利益を当てにするのではなくて、軍事費削減、大企業への特権的減免税の廃止など税財政の抜本的転換によってなすべきであります。

以上、反対の理由を述べましたが、電気通信の多彩な発展を展望するとき、その国民本位の発展のために、公社形態を維持しつつ公社の民主的運営を徹底することこそ求められていることを重ねて指摘し、三法案に強く反対して討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 中村鋭一君。

〔中村鋭一君登壇、拍手〕

○中村鋭一君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び関係法律整備法案につきまして、賛成の立場からの討論を行います。

今回の電電三法案は、臨時行政調査会の答申に基づき、行政改革の一環として立案され、提出されたものであります。行政改革とは、行政のむだを省くとともに、肥大化した行政を時代の要求に適合したものに改めることを目的とするものであります。私は、公社制度の行き詰まりは遠からず訪れるであろうこと、また、現在の電気通信法制が高度情報化社会を迎えつつある社会の多様な要求に対応できないことは明らかであると考えま

す。したがって、電電公社を民営化してその活動の自由を拡大すると同時に、電気通信事業に競争原理を導入して多様な事業主体による多様なサービスの展開を可能にする今回の電気通信法制の抜本的な改革は、まさに時代の要請であり、行政改革の趣旨にかなうものであると考える次第でございます。それゆえ、私は、行政改革を推進するという立場から電電三法案に賛成をするものであります。

しかしながら、電電三法案の政府案がすべての面においてすぐれているとは、私は毛頭思っておりません。よつて、私どもは、先国会において衆議院段階で行われました法案修正を前提といたしまして、さらに今国会において参議院段階でつけ加えられました法案修正を踏んで、電電三法案に賛成をいたすものでござります。

以下、私の賛成の理由を具体的に申し上げます。まず、私は、利用者の立場から、公衆電気通信事業の独占の廃止による回線利用規制の大幅な緩和と新規参入の解禁は避けて通れぬ道であると考えています。

例えば、現行法制下では、電電公社の公衆電気通信業務独占を前提として、みずから回線を保有して公衆電気通信業務を行うことは禁止されているばかりではなく、電電公社から回線を借りて公衆電気通信業務を行うことも禁止をされており、これは、全国に電話網を建設し、さらに積滞の解消でありますとか全国自動化が至上命令でありました時代には、重複投資や混乱を避けてそれらを達成するためには必要な規制でありました。しかし、今日、電話の普及はおおむね飽和点に達し、さらに高度な電気通信の利用を図ることが国民の利便と経済社会の発展のために不可欠とされており、また、これらの規制は時代おくれのものと言わざるを得ません。

確かに、通信回線の利用規制については、公衆

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

日本電信電話株式会社法案外二件 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案 五〇

電気通信法及びその省令やそれらの運用の改正によつて規制の緩和が図られてきたことも私はよく承知しております。しかし、これらはあくまでも部分的な手直しにとどまるものであったと言わざるを得ません。やはり私は、コンピュータと通信とが結合をいたしまして、いわゆるCアンドCの時代にふさわしい自由な情報ネットワークの構築が行えるよう、また、各事業主体がオリジナリティーを生かして種々のサービスを提供することにより国民の多様な要求にこたえ得るよう、公社の独占を廃止し、規制を緩和し、民間活力と競争原理を導入する制度改革が必要であると考えます。

そこで、私は、本法案が成立をした際には、本法案に基づく事業者や事業方法に対する規制が通信回線網の安全な保持のための必要最低限のものとされ、及びいわゆるクリムスキミング、いいところ取りのみを目的とした極端な重複投資等が行われることのないよう競争原理と公共性のバランスのとれた法運用が行われることの二点を政府に強く望んでおきます。

次に、私は、電電公社を民営化することは、その経営を効率的にするだけではなく、自由な事業展開を可能にするものであり、高度情報化社会の進展の中で事業体としての新しい活路を開くものであると考えます。

例えば、現在の公社制度では、公社の経営は予算による統制を初めといたしまして国会及び行政の厳しい統制のもとにあり、実質上は経営自主権は極めて限られた範囲でしか行使できないのが現状であります。公社の業務、財務、人事等の活動はその全般にわたって郵政大臣や大蔵大臣の監督下にあり、柔軟な経営展開を妨げているばかりか、賃金等の労働条件についても、予算による給与総額制及び公共企業体等労働関係法によります

国会付議制のために、労使間の交渉による自主的な決定が妨げられているわけであります。すなわち、公社が新規のサービスを開始しようとしたとしても郵政省の認可がおりるのを待たねばならず、また、労使間で経営状態にふさわしい賃上げをしようとしたとしてもそれが自主的に決定できないといった状況が存在するのであります。

公社を民営化することは、制度上の束縛について、あるものは廃止し、あるものは緩和するということであり、新電電公社に大幅な経営の自由を与えることであります。この改革によって、新公社は独占のメリットを失うかわりに、新サービスの迅速な提供と労使の交渉だけに労働条件を決定する自由を獲得するわけでございまして、私は、これこそが先端産業たる電気通信事業を担っている公社が新しい時代の要求の中でさらに発展をしていくための活路であると考えるものであります。いわゆる黒字の電電公社を民営化するのは百害あって一利なしなどという議論は、全く誤っていると言わざるを得ないのであります。

しかしながら、電電公社の民営化についての政府提出法案の中には、なお統制色が強く、真の行政改革に反する部分が幾つか存在いたしました。我々は、先国会において衆議院の段階で、新電電公社の附帯業務を原則自由とすること、ストライキに関する労働法への上乗せ規制を三年後に見直すことの二点の修正を実現するとともに、今国会においても本院で、電電公社法案及び電気通信事業法案に公共性を重視すべきことを明記する修正を実現いたしました。

私は、これらの法案修正等を踏まえまして、電電三法案が行政改革の趣旨に沿うとともに、国民生活の利便と国民経済の公共の福祉の発展に寄与するものとなることを確信いたします。議題となりました三法案に重ねて賛成の立場を表明いたします。

まして、討論を終わります。(拍手)
○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の委員長報告は、いずれも修正議決報告でございまして、三案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よつて、三案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第五 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年十二月十三日

地方行政委員長 金丸 三郎

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法及び電気通信事業法の制定に伴い、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税についてたばこ専売制度の改革に対応した改正を行うとともに、これらの公社に係る固定資産税等の非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止し、並びに日本たばこ産業株式会社が行う専売事業に係る固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講じ、及び日本電信電話株式会社に対し日本電信電話公社から出資される一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講ずることとするほか、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年八月二日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律
 (地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 道府県たばこ消費税(第七十四条―第七十四条の五)」を

「第四節 道府県たばこ消費税(第七十四条―第七十四条の五)」を
 第一款 道府県たばこ消費税
 第二款 道府県たばこ消費税
 第三款 道府県たばこ消費税
 第四款 道府県たばこ消費税

消費税
 第四款―第七十四条の八)

納税(第七十四条の二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第四条―第四百八十五条)を

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十四条―第四百八十五条)」を
 第一款 市町村たばこ消費税
 第二款 市町村たばこ消費税
 第三款 市町村たばこ消費税
 第四款 市町村たばこ消費税

に改める。

第十三条の二第二項中「すでに」を既にに改め、同項第三号中「あわせて」を併せてに改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 課税すべき売渡し又は消費その他の処分があつた道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

第十三条の三の見出し中「木材引取税等」を「道府県たばこ消費税等」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方団体の長は、道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税が課される製造たばこ又は木材引取税若しくは軽油引取税が課される素材若しくは軽油が、強制換価手続により換価された場合において、当該製造たばこ、素材又は軽油につき道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税、木材引取税又は軽油引取税の納税義務が成立するときは、その売却代金のうち当該道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税、木材引取税又は軽油引取税を徴収することができる。

昭和五十九年十二月十四日 参議院会議録第二号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

第十六条の三第一項第一号を同項第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一 道府県たばこ消費税

第十六条の三第四項から第六項までの規定及び第八項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二十五条第一項第一号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第七十二条第五項第十号を次のように改める。

十 電気通信事業(放送事業を含む。)

第七十二条の四第一項第二号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第七十二条の二十二第四項第四号中「環境衛生同業小組合並びに塩業組合」を並びに環境衛生同業小組合に改める。

第七十三条の四第一項第一号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売法(昭和五十九年法律第 号)第三十八条第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第二章第四節を次のように改める。

第四節 道府県たばこ消費税

第一款 通則

(用語の意義)

第七十四条 道府県たばこ消費税(以下この節において「たばこ消費税」という。)について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ 製造事業法(昭和五十九年法律第 号)第三十三条に規定する製造たばこ(同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。)をいう。

二 特定販売業者 製造事業法第十四条第一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一

項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。

六 従価割 製造たばこの小売定価に相当する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

(たばこ消費税の納税義務者等)

第七十四条の二 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合において、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該製造たばこに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の道府県において、当該製造たばこを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該製造たばこに係る製造たばこに

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

五二

は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

5 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第七十四条の三 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合に

おいては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)

第七十四条の四 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。)に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法(昭和五十九年法律第 号)第十条第二項の規定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において

て、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ パイプたばこ	一グラム
ロ 葉巻たばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かき用の製造たばこ	二グラム

(たばこ消費税の税率)

第七十四条の五 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の八・一とし、従量割にあつては千本につき二百円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第七十四条の六 道府県は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出貨者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往來する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に輸出貨品又は機用品(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第九号又は第十号に規定する輸出貨品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ消費税を課された製造たばこ

(第七十四条の十四第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。)の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を提出すべき道府県知事に対し、自治省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足る書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出貨者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出貨者を卸売販売業者等とみなして、第七十四条の二の規定を適用する。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問検査権) 第七十四条の七 道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 小売販売業者
三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ消費税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合には、当該徴税吏員は、製造た

ばこについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。

3 前項の規定により採取した見本品に関しては、第七十四条の二、第七十四条の三及び第七十四条の十の規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 たばこ消費税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十四条の二十七第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第二項の規定による質問若しくは検査又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(たばこ消費税に係る検査拒否等に関する罪)
第七十四条の八 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前条第一項の帳簿書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款 徴収

(たばこ消費税の徴収の方法)

第七十四条の九 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならぬ。ただし、第七十四条の三第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた

者に対したばこ消費税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

(たばこ消費税の申告納付の手続)
第七十四条の十 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第七十四条の二第一項の売渡し又は当該道府県の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準額」という。)並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第七十四条の六第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該道府県知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第七十四条の六第二項に規定する書類及び第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書にあつては前月の初日

から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2 卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における当該卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付すべきたばこ消費税額及びその基礎となるべき課税標準額がない場合においても、自治省令で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を当該道府県知事に提出しなければならない。

3 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、自治省令で定めるところにより、自治大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

4 自治大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ消費税の保全上適當でない事情が生じたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

5 第七十四条の十四第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項

から第三項までの規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、自治省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に提出することができ、この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(納期限の延長)
第七十四条の十一 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申告書を当該申告書を提出すべき道府県知事に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該道府県知事は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付)
第七十四条の十二 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後

においても、第七十四条の二十四第四項の規定による決定の通知があるまでは、第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付することができ。

2 第七十四条の十第一項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第七十四条の二十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める様式による修正申告書を第七十四条の十第一項から第三項まで、前項又はこの項の規定によつて申告書を提出した道府県知事又は第七十四条の二十四第二項の規定により決定をした道府県知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該道府県に納付しなければならない。

等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該道府県知事に提出すべき第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に係る課税標準額に対するたばこ消費税額（第七十四条の六第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。）から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額（当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

（たばこ消費税の普通徴収の手続）
第七十四条の十三 第七十四条の九ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項に規定する場合において、道府県知事は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に申告すべき課税標準額に対するたばこ消費税額がないときは、それぞれ、第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ消費税を納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定により、たばこ消費税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

第七十四条の十四 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者

4 前二項の規定によつてたばこ消費税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合に、申告納税者の当該還付に係る第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書の提出があつた日から起算して

十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

（たばこ消費税の脱税に関する罪）
第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ消費税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができ。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

（営業の開廃等の報告）
第七十四条の十六 特定販売業者又は卸売販売業者は、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに、自治省令で定めるところにより、その旨を当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に報告しなければならない。

特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 特定販売業者又は卸売販売業者は、前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、自治省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を同項に規定する道府県知事に報告しなければならない。

（帳簿記載義務）
第七十四条の十七 卸売販売業者等又は小売販売業者は、帳簿を備え、政令で定めるところにより、製造たばこの製造貯蔵又は販売に関する事実をこれに記載しなければならない。

（営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪）
第七十四条の十八 次の各号の一に該当する者は、十万元以下の罰金に処する。

一 第七十四条の十六の規定による報告をせず、又は偽つた者

二 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（市町村たばこ消費税に関する書類の供覧等）
第七十四条の十九 道府県知事が、たばこ消費税の賦課徴収について、市町村長に対し、市町村たばこ消費税の納税義務者が市町村長に提出した申告書若しくは修正申告書又は市町村長が当該納税義務者の市町村たばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、自治省令で定めるところにより、これらの申告書及びこれらに添付された書類に記載された事項のうち卸売販売業者等に売り渡された製造たばこの数量その他必要な事項を関係道府県知事に通知するものとする。

（たばこ消費税の更正又は決定）
第七十四条の二十 道府県知事は、第七十四条

の十第一項から第三項まで若しくは第五項の規定による申告書(以下この節において「申告書」という。)又は第七十四条の十二第二項の規定による修正申告書(以下この節において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額、税額又は還付金の額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。(たばこ消費税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第七十四条の二十一 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。)があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金) 第七十四条の二十二 たばこ消費税の申告納税者は、第七十四条の十第一項又は第三項の納期限後にそのたばこ消費税を納付する場合に、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第七十四条の十第一項又は第三項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 たばこ消費税の納税者は、第七十四条の十第三項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)後にそのたばこ消費税を納付する場合に、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者又は納税者が第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項の納期限までにたばこ消費税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。(たばこ消費税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告書の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められる場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足税額等」という。)に百分の五の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ消費税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額)に、当該たばこ消費税を控除した金額とし、当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた

場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ消費税額について第七十四条の二十第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ消費税額について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたもの

でないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ消費税の重加算金)

第七十四条の二十四 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にこれを提出し、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出に

ついて前条第一項ただし書又は第三項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

(たばこ消費税に係る督促)

第七十四条の二十五 申告納税者又は納税者が納期限(第七十四条の二十一第一項の納期限。以下この項及び第七十四条の二十七第三項において同じ。)までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県知事は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(たばこ消費税に係る督促手数料)

第七十四条の二十六 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合に、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分)

第七十四条の二十七 たばこ消費税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該たばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえない限りは、滞納者の督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ消費税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることとができる。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。
(たばこ消費税に係る滞納処分に関する罪)
第七十四条の二十八 たばこ消費税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不

利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ消費税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十四条の二十九 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をした者

二 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四款 犯則取締り

(たばこ消費税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第七十四条の三十 たばこ消費税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第七十四条の三十一 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、たばこ消費税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十四条の三十二 第七十四条の三十の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においてもたばこ消費税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十四条の三十三 第七十四条の三十の場合において、たばこ消費税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第七十四条の三十四 第七十四条の三十の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定により通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該道府県の収入とする。(国税犯則取締法を準用するたばこ消費税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪)

昭和五十九年十二月十四日 参議院会議録第二号

第七十四条の三十の道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二百九十六条第一項第一号中「日本専売公社及び、日本電信電話公社」を削る。
第三百四十八条第二号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削り、同条第四項中「塩業組合」を削る。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。
31 日本たばこ産業株式会社所有し、かつ、直接塩専売法第三十八条第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三章第四節を次のように改める。
第四節 市町村たばこ消費税
第一款 通則
(用語の意義)
第四百六十四条 市町村たばこ消費税(以下この節において「たばこ消費税」という。)について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法第二条第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。)をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四条第一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六

項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。

六 従価割 製造たばこの小売定価に相当する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

(たばこ消費税の納税義務者等)
第四百六十五条 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合)においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該卸売販売業者の営業所所在の市町村において、当該卸売販売業者等が卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該消費等又は消費等に係る製造たばこに對し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において、当該卸売販売業者等に課する。

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小

売販売業者からその小売販売業者の営業所との当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

5 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者等である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)
第四百六十六条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託を受けた者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託を受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

五八

定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合には、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)

第四百六十七条 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。)に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法第十条第二項の規定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該上欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該

製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ パイプたばこ	一グラム
ロ 葉巻たばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かき用の製造たばこ	二グラム

(たばこ消費税の税率)

第四百六十八条 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の十四・三とし、従量割にあつては千本につき三百五十円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第四百六十九条 市町村は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往來する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に輸用品又は機用品(関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する輸用品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ消費税が課された製造たばこ(第四百七十七條第一項又は第二項の規定

による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。)の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第四百七十三條第一項又は第二項の規定による申告書を提出すべき市町村長に対し、自治省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出入業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出入業者が卸売販売業者等とみなして、第四百六十五條の規定を適用する。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問検査権)

第四百七十條 市町村の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 小売販売業者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ消費税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品

として採取することができる。

3 前項の規定により採取した見本品に関しては、第四百六十五條、第四百六十六條及び第四百七十三條の規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 たばこ消費税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第四百八十五條の三第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第二項の規定による質問若しくは検査又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(たばこ消費税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百七十一條 次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前条第一項の帳簿書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款 徴収

(たばこ消費税の徴収の方法)

第四百七十二條 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第四百六十六條第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対してはたばこ消費税を課する場合におけ

る徴収は、普通徴収の方法によるものとす

(たばこ消費税の申告納付の手続)

第四百七十三条 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第四百六十五条第一項の売渡し又は当該市町村の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準額」という。)並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第四百六十九条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第四百七十七条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該市町村長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該市町村に納付しななければならない。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第四百六十九条第二項に規定する書類及び第四百七十七条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量

が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、自治省令で定めるところにより、自治大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

3 自治大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ消費税の保全上適當でない事情が生じたとき、同項の規定による指定を取り消すことができる。

4 第四百七十七条第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項又は第二項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、自治省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の市町村長に提出することができる。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

らない。

(納期限の延長)

第四百七十四条 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき市町村長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該市町村長は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付)

第四百七十五条 第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第四百八十条第四項の規定による決定の通知があるまでは、第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告納付することができる。

2 第四百七十三条第一項若しくは第二項、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治

省令で定める様式による修正申告書を第四百七十三条第一項若しくは第二項、前項又はこの項の規定によつて申告書を提出した市町村長又は第四百八十条第二項の規定により決定をした市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付しなければならない。

(たばこ消費税の普通徴収の手続)

第四百七十六条 第四百七十二条ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該市町村の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ消費税を納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第四百七十七条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該市町村長に提出すべき第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第四百六十九条第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

六〇

が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、市町村長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の市町村長に申告すべき課税標準額に対するたばこ消費税額がないときは、

それぞれ、第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 市町村長は、前項の規定により、たばこ消費税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

4 前二項の規定によつてたばこ消費税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合に、申告納税者の当該還付に係る第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項(第一号から第三号までを除く。)の規定を適用する。

(たばこ消費税の脱税に関する罪)
第四百七十八条 偽りその他不正の行為によつてたばこ消費税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受け

た金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

(道府県たばこ消費税に関する書類の供覧等)
第四百七十九条 市町村長が、たばこ消費税の賦課徴収について、道府県知事に対し、道府県たばこ消費税の納税義務者が道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書、第七十四条の十六の規定により卸売販売業者等が道府県知事に対してした報告に係る書類又は道府県知事が当該納税義務者の道府県たばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合に、道府県知事は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(たばこ消費税の更正又は決定)
第四百八十条 市町村長は、第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による申告書(以下この節において「申告書」という。)又は第四百七十五条第二項の規定による修正申告書(以下この節において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を

決定する。

3 市町村長は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額、税額又は還付金の額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ消費税の不足税額及びその延滞金の徴収)
第四百八十一条 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。)があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第四百七十三条第一項又は第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間)を加算して計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金)
第四百八十二条 たばこ消費税の申告納税者は、第四百七十三条第一項又は第二項の納期限後にそのたばこ消費税を納付する場合に

は、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第四百七十三条第一項又は第二項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 たばこ消費税の納税者は、第四百七十六条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)後にそのたばこ消費税を納付する場合に、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間)を加算して計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 市町村長は、申告納税者又は納税者が第四百七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六条第一項の納期限までにたばこ消費税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。

(たばこ消費税の過少申告加算金及び不申告加算金)
第四百八十三条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にそ

は、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

の提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。において、第四百八十条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の五の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ消費税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その

提出が当該修正申告書に係るたばこ消費税額について第四百八十条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百八十条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第四百八十条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第四百八十条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

4 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ消費税額について第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

ればならない。

（たばこ消費税の重加算金）

第四百八十四条 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にこれを提出し、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

（たばこ消費税に係る督促）

第四百八十五条 申告納税者又は納税者が納期限（第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第四百八十一条第一項の納期限。以下この項及び第四百八十五条の三第三項において同じ。）までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（たばこ消費税に係る督促手数料）

第四百八十五条の二 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（たばこ消費税に係る滞納処分）

第四百八十五条の三 たばこ消費税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該たばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえないなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

六一

期限第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第三、四、五各号の二に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えにより行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分に関する罪)
第四百八十五條の四 たばこ消費税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者

若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ消費税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)
第四百八十五條の五 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四百八十五條の三第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をした者

二 第四百八十五條の三第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四款 犯則取締り
(たばこ消費税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)
第四百八十五條の六 たばこ消費税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九條ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第四百八十五條の七 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二條の

十九第一項の市(以下この条及び次条において「指定都市」という。)の長が、税務署長の職務は市町村長又は指定都市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は指定都市の長がその職務を定めて指定する指定都市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行ふものとする。

この場合において、指定都市の長は、たばこ消費税に関する犯則事件が指定都市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第四百八十五條の八 第四百八十五條の六の場合において、国税犯則取締法第十一條及び第十二條の規定は、指定都市のたばこ消費税に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該指定都市の区域内に関する限り、これを準用する。

第四百八十五條の九 第四百八十五條の六の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する市町村の区域外においてもたばこ消費税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第四百八十五條の十 第四百八十五條の六の場合において、たばこ消費税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第四百八十五條の十一 第四百八十五條の六の場合において、国税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該市町村の収入とする。

(国税犯則取締法を準用するたばこ消費税に係る犯則事件に関する検査拒否等の罪)
第四百八十五條の十二 第四百八十五條の六の場合において、第四百八十五條の十の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされるたばこ消費税に関する犯則事件について、国税

犯則取締法第一條第一項の収税官吏の職務を行う第四百八十五條の六の市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四百八十九條第一項第十二号を次のように改める。

十二 電気製塩(塩専売法第五條第一項の指定を受けた者の製造するものに限る。)
第五百八十六條第二項二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売法第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する土地で政令で定めるもの

第七百一條の三十四第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売法第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する施設で政令で定めるもの

第七百一條の三十四第三項第二十八号を次のように改める。

二十八 専ら公衆の利用を目的として電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第六條第二項に規定する第一種電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該第一種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの
第七百二條第二項中「又は第十七項」を、「第十七項又は第三十一項」に改める。
第七百四條第一項中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。
第七百三十六條第五項中「第四百六十七條」を

「第四百七十二条から第四百七十七条まで」に「あわせて行なう」を併せて行うに改める。

附則第十五条に次の一項を加える。

28 日本電信電話株式会社所有する日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第

号)附則第三条第八項の規定により日本電信電話公社が行う出資に係る償却資産のうち、電気通信機械施設及び電気通信線路施設に属する基幹的な設備として政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価額の二分の一の額とする。

附則第三十二条の三第三項中「次条第一項の下に」及び第二項を加え、同条第四項中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

附則第三十二条の三の二第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

日本たばこ産業株式会社直接たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこの貯蔵の用に供する施設(当該葉たばこを熟成させるためのものに限る。)に係る事業所等において行ふ事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「日本専売公社」については日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の八第一項の財産目録に、日本国有鉄道については「及び」日本電信電話公社については日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第五十八条第一項の財産目録に」を削り、同条を同条第五号とする。

第二条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「公社所有資産所在市町村納付金」を「日本国有鉄道所有資産所在市町村納付金」に改め、同条第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第三条第四項及び第四條第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第五条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「一の公社が所有する償却資産」を「日本国有鉄道が所有する償却資産」に、「公社が所有する償却資産で鉄道又は電気通信の用に供するもの」を「日本国有鉄道が所有する鉄道の用に供する償却資産」に、「当該一の公社」を「日本国有鉄道」に、「当該大規模の償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に、「公社」を「日本国有鉄道」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改める。

五項に基づく」に改める。

第七条の見出しを「日本国有鉄道の価格等の申告」に改め、同条中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十一条の見出しを「日本国有鉄道の固定資産の価格等の配分」に改め、同条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「若しくは電気通信」を削り、同条第二項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第四項中「よつて公社」を「よつて日本国有鉄道」に、「配分した当該公社が所有する」を「配分した」に、「おいて当該公社を」を削り、同条を「おいて当該公社を」に改める。

第十二条の見出し中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「当該固定資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第四項中「当該固定資産を所有する公社及び当該固定資産」を「日本国有鉄道及び当該決定に係る固定資産」に改める。

第十三条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十四条第二項及び第十五条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十六条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「こえる」を「超える」に、「公社所有資産所在市町村府県納付金」を「日本国有鉄道所有資産所在市町村府県納付金」に改め、同条第四項中「当該償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第七十二条第五項第十号の規定は、昭和六十年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税から適用し、昭和五十九年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する塩業組合が行う事業に対して課する法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新法第七十三条の四第一項の規定は、昭和六十年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ消費税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第七十四条の四第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売渡しした製造たばこに対して課する道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

六四

下「旧法」という。第二章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこの他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、たばこ事業法（昭和五十九年法律第 号）附則第十条第一項の規定により小売販売業者とみなされた者（以下この項及び附則第六条第四項において「継続小売販売業者」という。）が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第七十四条の十四の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第七十四条の四第二項の規定により納付した、又は納付すべきであつたたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

（固定資産税に関する経過措置）
第五条 新法第三百四十八条第二項第二号の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十八条第四項に規定する塩業組

合（この法律の施行の際現に存するものに限り、が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第三十一項及び新法附則第十五条第二十八項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（市町村たばこ消費税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法第三章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第四百六十七条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに對して課すべき市町村たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに對して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる市町村たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社が旧法第三章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこの他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第四百六十五條第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除

その他やむを得ない理由により、継続小売販売業者が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第四百七十七條の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第四百六十七条第二項の規定により納付した、又は納付すべきであつたたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

（特別土地保有税に関する経過措置）
第七条 新法第五百八十六条第二十七号の四の規定（土地に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用する。

2 新法第五百八十六条第二十七号の四の規定（土地の取得に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に對して課する特別土地保有税について適用する。

（事業所税に関する経過措置）
第八条 新法第七百一条の三十四第三項（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）及び新法附則第三十二條の三の二第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業に對して課すべき事業に係る事業所税について適用

し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業に對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十四第三項（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に對して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）
第九条 新法第七百二条第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和六十年年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十一条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の日本国有鉄道有資産所在市町村納付金及び日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金について適用し、昭和六十年年度分までの公公有資産所在市町村納付金及び公公有

資産所在都道府県納付金(以下この条において「市町村納付金等」という。)については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年分までの市町村納付金等で日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下この条において「旧交納付金法」という。)の規定の例により、日本たばこ産業株式会社が納付する。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年分までの市町村納付金等で日本電信電話株式会社が日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第 号)附則第四条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、旧交納付金法の規定の例により、日本電信電話株式会社が納付する。

4 第二項の場合における旧交納付金法第十一条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第二条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)
第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

「第四条の三第一項中「こえる」を「超える」に、
「公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所

在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金、日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に、「あらたに」を「新たに」に、「うめる」を「埋める」に、「行なう」を「行う」に改める。
(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、昭和六十一年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、昭和六十年分までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。
(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十四条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第五号中「公社有資産所在市町村納付金若しくは公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金若しくは日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に改める。
(会社更生法の一部改正)

第十五条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第一百九条中「及び特別徴収義務者」を、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。)及び市町村たばこ消費税(特別区分たばこ消費税を含む。)並びに特別徴収義務者」に改める。

「金丸三郎君登壇、拍手」
○金丸三郎君 ただいま議題となりました法律案

は、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更等に伴い、住民税、事業税、不動産取得税及び固定資産税についてその非課税範囲を定める規定から、これら公社名を削除し、あわせて固定資産税等について所要の特例措置を講ずること、地方たばこ消費税の課税標準を現行の従価制から従価及び従量の併用制に改め、道府県分、市町村分ごとの単一税率を採用すること及びたばこ専売制度の改革に対処するため必要な改正を行うこと、市町村納付金は日本国有鉄道のみが納付することとなるので関係規定の整備を行うことなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、前国会、政府より趣旨説明を聴取し、今国会では、国、地方間の財政秩序のあり方、民営化後の課税の特例措置の存続理由、電電株の処分益の使途、たばこ小売業者の記帳義務の簡素化等の諸問題について熱心な質疑を行いました。
質疑を終局し、討論の後、採決に入りましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。
本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

中野 鉄造君	服部 信吾君
刈田 貞子君	坂山 映子君
大川 清幸君	桑名 義治君
馬場 富君	矢原 秀男君
小西 博行君	伊藤 郁男君
藤原 房雄君	太田 淳夫君
峯山 昭範君	中村 鋭一君
沖 外夫君	堀出 啓典君
中野 明君	原田 立君
飯田 忠雄君	柳澤 鍊造君
山田 勇君	宮澤 弘君
杉山 令泰君	鶴岡 洋君
田代富士男君	黒柳 明君
和田 教美君	栗林 卓司君
柄谷 道一君	福岡日出磨君
宮田 輝君	三木 忠雄君
鈴木 一弘君	中西 珠子君
田淵 哲也君	藤井 恒男君
鳩山威一郎君	秦野 章君
二宮 文造君	多田 省吾君
白木義一郎君	高木健太郎君
伏見 康治君	三治 重信君
関 嘉彦君	安井 謙君
田中 正巳君	中山 千夏君
木本平八郎君	青木 茂君
下村 泰君	山田耕三郎君
美濃部亮吉君	喜屋武眞榮君
青島 幸男君	石井 道子君

石井 一二君	浦田 勝君	大河原太一郎君	伊江 朝雄君
大浜 方栄君	岡野 裕君	遠藤 政夫君	金丸 三郎君
海江田鶴造君	工藤万砂美君	亀長 友義君	北 修二君
小島 静馬君	松浦 功君	斎藤 十朗君	山本 富雄君
福田 宏一君	仲川 幸男君	亀井 久興君	大鷹 淑子君
高木 正明君	関口 恵造君	大島 友治君	安孫子藤吉君
梶原 清君	高平 公友君	林 道君	平井 卓志君
森下 泰君	沢田 一精君	藤田 正明君	山内 一郎君
佐々木 満君	後藤 正夫君	土屋 義彦君	西村 尚治君
長谷川 信君	成相 善十君	初村滝一郎君	松垣徳太郎君
堀内 俊夫君	井上 吉夫君	長田 裕二君	鈴木 省吾君
夏目 忠雄君	坂野 重信君	世耕 政隆君	増田 盛君
斎藤栄三郎君	山東 昭子君	森山 眞弓君	村上 正邦君
岡田 広君	上條 勝久君	野末 陳平君	柳川 覺治君
中村 太郎君	遠藤 要君	宮島 晃君	水谷 力君
徳永 正利君	源田 実君	田 英夫君	出口 廣光君
加藤 武徳君	植木 光教君	林 健太郎君	藤野 賢二君
岩動 道行君	古賀雷四郎君	星 長治君	松岡満寿男君
中山 太郎君	大城 眞順君	大坪健一郎君	前田 勲男君
江島 淳君	川原新次郎君	岩上 二郎君	谷川 寛三君
田沢 智治君	内藤 健君	井上 裕君	田代由紀男君
藤田 栄君	吉村 眞事君	森田 重郎君	穂山 篤君
吉川 芳男君	吉川 博君	林 寛子君	藤井 裕久君
矢野俊比古君	前島英三郎君	降矢 敬義君	堀江 正夫君
倉田 寛之君	佐藤栄佐久君	真鍋 賢二君	最上 進君
志村 哲良君	杉元 恒雄君	志苦 裕君	坂元 親男君
曾根田郁夫君	竹山 裕君	中西 一郎君	原文兵衛君
名尾 良孝君	藤井 孝男君	志村 愛子君	梶木 又三君
岡部 三郎君	大木 浩君	小林 国司君	寺田 熊雄君
岩本 政光君	板垣 正君	浜本 万三君	石本 茂君
井上 孝君	松尾 官平君	嶋崎 均君	河本嘉久蔵君
下条進一郎君	岩崎 純三君	安田 隆明君	山崎 竜男君

上田 稔君	野田 哲君	任を許可し、その補欠を指名した。
小山 一平君	堀原 敬義君	予算委員
稻村 稔夫君	菅野 久光君	辞任
吉川 春子君	下田 京子君	秦 豊君
糸久入重子君	久保田真苗君	斎藤 十朗君
本岡 昭次君	佐藤 昭夫君	補欠
近藤 忠孝君	鈴木 和美君	辞任
山田 謙君	佐藤 三吾君	木本平八郎君
松前 達郎君	安武 洋子君	下村 泰君
内藤 功君	高杉 勉忠君	同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。
村沢 牧君	安恒 良一君	国民生活・経済に関する調査特別委員会
大木 正吾君	丸谷 金保君	外交・総合安全保障に関する調査特別委員会
橋本 敦君	青木 新次君	委員長 植木 光教君
対馬 孝且君	粕谷 照美君	委員長 高木健太郎君
片山 甚市君	赤桐 操君	環境特別委員会
神谷信之助君	福岡 知之君	委員長 粕谷 照美君
安永 英雄君	和田 静夫君	災害対策特別委員会
松本 英一君	竹田 四郎君	委員長 安永 英雄君
村田 秀三君	小笠原貞子君	選挙制度に関する特別委員会
市川 正一君	小野 明君	委員長 林 道君
大森 昭君	矢田部 理君	沖縄及び北方問題に関する特別委員会
中村 哲君	八百板 正君	委員長 堀江 正夫君
瀬谷 英行君	小柳 勇君	エネルギー対策特別委員会
秋山 長造君	上田耕一郎君	委員長 田代由紀男君

議長の報告事項
去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞

理事 海江田鶴造君 (竹内潔君の補欠)	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
理事 小島 静馬君 (前田勲男君の補欠)	法務委員会
文教委員会	理事 小島 静馬君
理事 仲川 幸男君 (田沢智治君の補欠)	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

社会労働委員会

理事 高杉 勉忠君 (浜本万三君の補欠)

商工委員会

理事 斎藤栄三郎君 (降矢敬義君の補欠)

運輸委員会

理事 前田 敷男君 (森山眞弓君の補欠)

通信委員会

理事 大木 浩君 (内藤健君の補欠)

議院運営委員会

理事 長谷川 信君 (長田裕二君の補欠)

国民生活・経済に関する調査特別委員会

理事 高平 公友君 (江島淳君の補欠)

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

理事 大鷹 淑子君

科学技術特別委員会

理事 古賀雷四郎君

環境特別委員会

理事 林 寛子君

環境特別委員会

理事 堀出 啓典君

環境特別委員会

理事 山東 昭子君

理事 原 文兵衛君

理事 丸谷 金保君

理事 飯田 忠雄君

理事 井上 孝君

理事 鈴木 省吾君

理事 青木 新次君

理事 原田 立君

理事 梶原 清君

理事 高木 正明君

理事 松浦 功君

理事 上野 雄文君

理事 多田 省吾君

理事 板垣 正君

理事 岩本 政光君

理事 鈴木 和美君

理事 中野 明君

理事 市川 正一君

理事 沖 外夫君

理事 夏目 忠雄君

理事 小柳 勇君

理事 馬場 富君

理事 小西 博行君

同日議長は、次の内閣提出案を通信委員会に付託した。

日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(第百一回国会提出)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 国家行政組織及び国家公務員

制度等に関する調査

一、目的 行政機構、国家公務員制度及び恩給

制度等を調査検討し、もつて公務の民主的、

かつ、能率的運営に資する。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取

し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十

四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

内閣委員長 大島 友治

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国防衛に関する調査

一、目的 わが国防衛体制上の諸問題を調査検

討し、防衛庁及び自衛隊の運営に資する。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取

し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十

四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び

地方税制の確立、警察、消防等の問題につ

て調査研究する。

一、方法 政府、地方公共団体その他関係方面

より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査

同日議長は、次の内閣提出案を通信委員会に付託した。

日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(第百一回国会提出)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び

地方税制の確立、警察、消防等の問題につ

て調査研究する。

一、方法 政府、地方公共団体その他関係方面

より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十

四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

地方行政委員長 金丸 三郎

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 檢察及び裁判の運営等に関する調査

一、目的 法務、檢察及び裁判の民主的能率的

運営をはかるため、これを推進改善するよう

全般的検討を加え、とともに、人権侵犯その

他個々の重要な問題について適切な措置を講

ずる。

一、方法 政府、関係方面から説明及び意見を

聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調

査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十

四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 檢察及び裁判の運営等に関する調査

一、目的 法務、檢察及び裁判の民主的能率的

運営をはかるため、これを推進改善するよう

昭和五十九年十二月十四日 参議院会議録第二号 議長の報告事項

昭和五十九年十二月一日

法務委員長 大川 清幸

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査
一、目的 税制改正、金融政策の確立、国有財産の管理及び専売事業の適正なる運営等に資する。

一、方法 関係方面から意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査
一、目的 教育制度、教育行政、教育財政、文化及び学術等の諸問題をつぶさに調査研究し、教育、文化及び学術の健全なる発展に資する。

一、方法 関係各方面から意見を聴取し、資料を収集し、かつ、必要に応じ実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

文教委員長 真鍋 賢二
参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 社会保障制度等に関する調査
一、目的 社会保障、社会福祉及び公衆衛生等に関する諸問題について調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じ実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

社会労働委員長 遠藤 政夫

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 労働問題に関する調査
一、目的 雇用失業対策、労働基準、労使関係及び国際労働等現下の労働問題全般について調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じ実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

社会労働委員長 遠藤 政夫

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 農林水産政策に関する調査
一、目的 農林水産業の振興及び農林漁家経済の安定に関する諸問題について調査研究を行い、適切な諸施策の樹立に資する。

一、方法 関係各方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じ実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

農林水産委員長 北 修二

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 産業貿易及び経済計画等に関する調査
一、目的 産業貿易、経済計画並びに技術振興等に関する諸問題について調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じ実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

商工委委員長 降矢 敬義

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 運輸事情等に関する調査
一、目的 陸運、海運、航空、観光及び気象業

務等の実情を調査し、これらの運営並びに組織等の改善強化に資する。

一、方法 政府及び関係各方面から実情を聴取するとともに資料を収集し、かつ、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

運輸委員長 矢原 秀男

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
一、目的 郵政事業及び電信電話事業並びにラジオ、テレビジョン放送その他電波に関する行政の運営状況を調査し、その適正なる運営に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料の収集並びに実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

通信委員長 松前 達郎

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 建設事業並びに建設諸計画に関する調査
一、目的 国土調査、都市計画、道路、河川、

住宅等建設に関する諸問題について調査研究し、適切な諸施策の樹立に資する。

一、方法 関係官庁、民間諸団体等から計画、実施及び成果等につき、その実態及び意見を聴取するとともに、実地視察、資料の収集等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月一日

建設委員長 本岡 昭次

参議院議長 木村 睦男殿

同日内閣から、左記の者を八月二十一日付をもつて臨時教育審議会委員に任命したので、臨時教育審議会設置法第五条第四項の規定に基づき本院の承認を求める旨の要求書を受領した。

記

天谷 直弘
有田 一壽
飯島 宗一
石井 威望
石川 忠雄
内田 健三
岡野俊一郎
岡本 道雄
金杉 秀信
木村 治美
香山 健一
小林 登
齋藤 正
齊藤斗志二

須之部量三
瀨島 龍三
溜 昭代
堂垣内尚弘
戸張 敦雄
中内 功
中山 素平
細見 卓
三浦知寿子
水上 忠
宮田 義二

同日内閣から、左記の者を十一月十三日付をもつて公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十条第四項の規定に基づき本院の承認を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十三日辞任の渡辺豊樹の後任)

同日内閣から、左記の者を十月一日付をもつて国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七條第三項の規定に基づき本院の承認を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月三十日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を九月一日及び九月二十六日付をもつて公害等調整委員会委員に任命したので、公害等調整委員会設置法第七條第三項の規定に基づき本院の承認を求める旨の要求書を受領した。

(八月三十一日辞任の川島廣守の後任)
小玉 正任

(九月二十五日辞任の松本敬信の後任)
森 五郎

同日内閣から、左記の者を十月一日付をもつて公害健康被害補償不服審査会委員に任命したので、公害健康被害補償法第百十三條第三項の規定に基づき本院の承認を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月三十日辞任の春日斉の後任)

同日内閣から、左記の者を十月二十九日付をもつて公安審査委員会委員長及び同委員に任命したので、公安審査委員会設置法第五條第三項の規定に基づき本院の承認を求める旨の要求書を受領した。

記

(十月二十八日任期満了の安村和雄の後任)(委員長)
川島 一郎

(同日任期満了による再任)(委員)

佐藤 正二
鈴木 俊子
平田 秋夫

(同)(同)

(同)(同)

同日内閣から、左記の者を八月二十五日付をもつて電波監理審議会委員に任命したので、電波法第九十九條の三第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月二十四日任期満了による再任)

岡村 総吾
館野 繁

同日内閣から、左記の者を八月二十五日及び十月三十一日付をもつて日本電信電話公社経営委員会委員に任命したので、日本電信電話公社法第十二條第二項の規定に基づき本院の承認を求める旨の要求書を受領した。

記

(十月三十日任期満了による再任)

佐治 敬三
(六月九日死亡の横田郁の後任) 西川正次郎
(八月三十一日死亡の菊地庄次郎の後任)

同日内閣から、左記の者を十一月一日付をもつて公共企業体等労働委員会委員に任命したので、公共企業体等労働関係法第二十条第四項の規定に基づき本院の承認を求める旨の要求書を受領した。

記

(十月三十一日辞任の石川吉右衛門の後任)

同日内閣から、左記の者を十一月一日付をもつて地方財政審議会委員に任命したので、自治省設置法第七條第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月一日辞任の木村元一の後任)

武田 隆夫
同日本院は、臨時教育審議会委員に天谷直弘君、有田一壽君、飯島宗一君、石井威望君、石川忠雄君、内田健三君、岡野俊一郎君、岡本道雄君、金杉秀信君、木村治美君、香山健一君、小林登君、齋藤正君、齊藤斗志二君、須之部量三君、瀨島龍三君、溜昭代君、堂垣内尚弘君、戸張敦雄君、中内功君、中山素平君、細見卓君、三浦知寿子君、

水上忠君及び宮田義二君を任命したことに
承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に妹尾明君を任
命したことに承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に高辻正巳君を
任命したことに承認した旨内閣に通知し
た。

同日本院は、公害等調整委員会委員に小玉正任君
及び森五郎君を任命したことに承認した旨
内閣に通知した。

同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に
島田晋君を任命したことに承認した旨内閣
に通知した。

同日本院は、公安審査委員会委員に川島一郎
君、同委員に佐藤正二君、鈴木俊子君及び平田秋
夫君を任命したことに承認した旨内閣に通
知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に岡村総吾君及
び館野繁君を任命したことに承認した旨内
閣に通知した。

同日本院は、日本電信電話公社経営委員会委員に
佐治敏三君、西川正次郎君及び渡辺文夫君を任命
したことに承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、公共企業体等労働委員会委員に堀秀
夫君を任命したことに承認した旨内閣に通
知した。

同日本院は、地方財政審議会委員に武田隆夫君を
任命したことに承認した旨内閣に通知し

た。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員八百板正君
の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任し
た旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及
び衆議院事務総長に通知した。

寺田 熊雄君

同日本院は、裁判官訴訟追委員大島友治君、同長田
裕二君の辞任を許可し、その補欠として次の者を
選任した旨本院事務総長から裁判官訴訟追委員会委
員長及び衆議院事務総長に通知した。

西村 尚治君
成相 善十君

同日本院は、検察官道格審査会委員及び同予備委
員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

検察官道格審査会委員

参議院議員 八百板 正君

同 予備委員

(八百板正君の予備委員)

同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した
旨内閣に通知した。

参議院議員 安武 洋子君

同日本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委
員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 梶木 又三君

同日本院は、北海道開発審議会委員に次の者を指
名した旨内閣に通知した。

参議院議員 伊江 朝雄君

同日本院は、北海道開発審議会委員に次の者を指
名した旨内閣に通知した。

参議院議員 工藤万砂美君

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の
者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 杉山 令肇君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の
者を第百二回国会政府委員に任命することを承認
した。

内閣官房副長官 山崎 拓君

同 藤森 昭一君

内閣参事官兼内閣総
理大臣官房会計課長 中嶋 計廣君

内閣官房内閣審議室長兼内
閣総理大臣官房審議室長 古居 時哉君

内閣官房内閣調査室長 谷口 守正君

内閣法制局長官 茂串 俊君

内閣法制局次長 味村 治君

内閣法制局総務主幹 大森 政輔君

内閣法制局第一部長 前田 正道君

内閣法制局第二部長 関 守君

内閣法制局第三部長 大出 峻郎君

内閣法制局第四部長 工藤 敦夫君

国防会議事務局長 塩田 章君

人事院総裁 内海 倫君

人事官 加藤 六美君

同 愛川 重義君

人事院事務総局管理局長 網谷 重男君

人事院事務総局任用局長 鹿兒島重治君

人事院事務総局給与局長 斧 誠之助君

人事院事務総局職員局長 叶野 七郎君

総理府次長 禿河 徹映君

内閣総理大臣官房広報室長 金子 仁洋君

兼内閣官房内閣広報室長 藤田 康夫君

内閣総理大臣官房管理室長 藤田 恒雄君

社会保障制度審議会事務局長 藤田 恒雄君

日本学術会議事務局局長 橋本 豊君

公正取引委員会委員長 高橋 元君

公正取引委員会事務局局長 伊従 寛君

公正取引委員会事務局次長 厚谷 襄児君

公正取引委員会事務局次長 利部 脩二君

公正取引委員会事務局次長 佐藤徳太郎君

警察庁長官官房長官 鈴木 貞敏君

警察庁長官官房会計課長 鈴木 良一君

警察庁長官官房会計課長 立花 昌雄君

警察庁長官官房会計課長 鎌倉 節君

警察庁長官官房会計課長 金澤 昭雄君

警察庁長官官房会計課長 太田 壽郎君

警察庁長官官房会計課長 柴田 善憲君

警察庁長官官房会計課長 大塚 正夫君

警察庁長官官房会計課長 菊池 貞二君

警察庁長官官房会計課長 山本 悟君

警察庁長官官房会計課長 勝山 亮君

警察庁長官官房会計課長 岸田 文武君

警察庁長官官房会計課長 門田 英郎君

警察庁長官官房会計課長 鈴木 昭雄君

警察庁長官官房会計課長 波多 秀夫君

總務庁人事局長	藤井 良二君	經濟企劃庁調整局長	赤羽 隆夫君	國土庁土地局長	鴻巣 健治君	外務省國際連合局長	山田 中正君
總務庁行政管理局長	古橋源六郎君	經濟企劃庁國民生活局長	及川 昭伍君	國土庁大都市圈整備局長	佐藤 和男君	外務省情報調查局長	渡辺 幸治君
總務庁行政監察局長	竹村 晟君	經濟企劃庁物價局長	斎藤 成雄君	國土庁地方振興局長	田中 曉君	大藏省情調調査局長	中村正三郎君
總務庁恩給局長	藤江 弘一君	經濟企劃庁綜合計畫局長	大竹 宏繁君	國土庁防災局長	杉岡 浩君	大藏省政務次官	江島 淳君
總務庁統計局長	時田 政之君	經濟企劃庁調査局長	横溝 雅夫君	法務省政務次官	村上 茂利君	大藏大臣官房會計課長	朝比奈秀夫君
青少年対策本部次長	瀧澤 博三君	科學技術庁政務次官	内藤 健君	法務大臣官房長	岡村 泰孝君	大藏大臣官房會計課長	西垣 昭君
北海道開發政務次官	上草 義輝君	科學技術庁長官官房長	宇賀 道郎君	法務大臣官房會計課長	村田 恒君	大藏大臣官房日本專売公社監理官	松原 幹夫君
北海道開發庁總務監理官	植崎 泰昌君	科學技術庁研究調整局長	堀内 昭雄君	法務省民事局長	枇杷田泰助君	大藏省主計局長	吉野 良彦君
北海道開發庁予算課長	平岡 哲也君	科學技術庁振興調整局長	内田 勇夫君	法務省矯正局長	石山 陽君	大藏省主計局次長	平澤 貞昭君
防衛政務次官	村上 正邦君	科學技術庁振興局長	本郷 英一君	法務省保護局長	俵谷 利幸君	同	的場 順三君
防衛庁參事官	古川 清君	科學技術庁原子力局長	中村 守孝君	法務省訟務局長	藤井 俊彦君	同	保田 博君
同	古川 武温君	科學技術庁原子力安全局長	辻 栄一君	法務省人權擁護局長	野崎 幸雄君	大藏省主稅局長	梅澤 節男君
同	池田 久克君	環境政務次官	中馬 弘毅君	法務省入國管理局長	田中 常雄君	大藏省關稅局長	矢澤富太郎君
同	筒井 良三君	環境庁長官官房長	岡崎 洋君	公安調査庁長官	谷川 輝君	大藏省理財局長	宮本 保孝君
防衛庁長官官房長	西廣 整輝君	環境庁長官官房會計課長	八木 規夫君	公安調査庁次長	田村 達美君	大藏省証券局長	佐藤 徹君
防衛庁防衛局長	矢崎 新一君	環境庁企劃調整局長	山崎 圭君	外務大臣官房長	北村 汎君	大藏省國際金融局長	行天 豊雄君
防衛庁教育訓練局長	大高 時男君	環境庁自然保護局長	加藤 陸美君	外務大臣官房會計課長	林 貞行君	國稅庁長官	水野 繁君
防衛庁人事局長	友藤 一隆君	環境庁大氣保全局長	林部 弘君	外務省アジア局長	後藤 利雄君	國稅庁次長	岸田 俊輔君
防衛庁裝備局長	山田 勝久君	環境庁水質保全局長	佐竹 五六君	外務省北米局長	栗山 尚一君	國稅庁直稅部長	富尾 一郎君
防衛施設庁長官	佐々 淳行君	沖繩開發政務次官	大城 眞順君	外務省中南米局長	堂ノ脇光朗君	國稅庁關稅部長	山本 昭市君
防衛施設庁總務部長	梅岡 弘君	沖繩開發庁總務局長	関 通彰君	外務省歐亞局長	西山 健彦君	國稅庁徵收部長	緒賀 康宏君
防衛施設庁施設部長	千秋 健君	沖繩開發庁振興局長	小林 悦夫君	外務省中近東フリカ局長	三宅 和助君	國稅庁調査課長	村本 久夫君
防衛施設庁建設部長	大原 舜世君	國土政務次官	西田 司君	外務省經濟協力局長	國田 道彦君	文部政務次官	鳩山 邦夫君
防衛施設庁勞務部長	大内 雄二君	國土庁長官官房長	永田 良雄君	外務省經濟協力局長	藤田 公郎君	文部大臣官房會計課長	坂元 弘直君
經濟企劃政務次官	中西 啓介君	國土庁長官官房會計課長	北島 昭仁君	外務省條約局長	小和田 恒君	文部省初等中等教育局長	高石 邦男君
經濟企劃庁長官官房會計課長	長沢 哲夫君	國土庁計畫・調整局長	小谷善四郎君				

文部省教育助成局長	阿部 充夫君	農林水産大臣官房長	田中 宏尚君	通商産業省基礎産業局長	野々内 隆君	運輸省運輸政策局長	山本 長君
文部省高等教育局長	宮地 貫一君	農林水産大臣官房予算課長	鶴岡 俊彦君	通商産業省機械情報産業局長	木下 博生君	運輸省國際運輸・觀光局長	仲田豊一郎君
文部省學術國際局長	大崎 仁君	農林水産大臣官房經理課長	松下 一弘君	通商産業省生活産業局長	榎島 義明君	運輸省地域交通局長	服部 経治君
文部省社会教育局長	齊藤 尚夫君	農林水産省經濟局長	後藤 康夫君	工業技術院長	等々力 達君	運輸省貨物流通局長	栗林 貞一君
文部省体育局長	古村 澄一君	農林水産省構造改善局長	井上 喜一君	資源エネルギー庁長官	柴田 益男君	運輸省海上技術安全局長	神津 信男君
文化庁次長	加戸 守行君	農林水産省農畜園芸局長	関谷 俊作君	資源エネルギー庁次長	浜岡 平一君	運輸省港灣局長	小野寺駿一君
厚生政務次官	高橋 辰夫君	農林水産省畜産局長	野明 宏至君	資源エネルギー庁石油部長	畠山 襄君	運輸省航空局長	西村 康雄君
厚生大臣官房長	下村 健君	農林水産省食品流通局長	塚田 実君	資源エネルギー庁石炭部長	檜山 博昭君	海上保安庁長官	角田 達郎君
厚生大臣官房會計課長	黒木 武弘君	農林水産技術會議事務局長	柳沢 欽也君	資源エネルギー庁公益事業部長	山本 幸助君	海上保安庁次長	岡田 專治君
厚生省健康政策局長	吉崎 正義君	食糧庁長官	石川 弘君	特許庁長官	志賀 孝君	高等海難審判庁長官	林 至君
厚生省保健医療局長	大池 眞澄君	食糧庁次長	山田 岸雄君	特許庁特許技監	齋田 信明君	氣象庁長官	末廣 重二君
厚生省生活衛生局長	竹中 浩治君	林野庁長官	田中 恒寿君	特許庁総務部長	小川 邦夫君	郵政大臣官房長	畑 英次郎君
厚生省業務局長	小林 功典君	林野庁次長	澁 滋君	特許庁審査第一部長	廣重 博一君	郵政大臣官房經理部長	高橋 幸男君
厚生省社会局長	正木 馨君	水産庁長官	佐野 宏哉君	中小企業庁長官	石井 賢吾君	郵政省郵務局長	塩谷 稔君
厚生省児童家庭局長	小島 弘伸君	水産庁次長	齊藤 達夫君	中小企業庁次長	黒田 明雄君	郵政省貯金局長	奥田 量三君
厚生省保険局長	幸田 正孝君	通商産業政務次官	与謝野 馨君	中小企業庁計画部長	末木鳳太郎君	郵政省簡易保険局長	大友 昭雄君
厚生省年金局長	吉原 健二君	同	田沢 智治君	中小企業庁指導部長	遠山 仁人君	郵政省通信政策局長	奥山 雄材君
厚生省援護局長	入江 慧君	通商産業大臣官房長	杉山 弘君	中小企業庁小規模企業部長	井上 正君	郵政省電氣通信局長	澤田 茂生君
社会保険庁医療保険部長	坂本 龍彦君	通商産業大臣官房會計課長	緒方謙二郎君	運輸政務次官	小里 貞利君	郵政省放送行政局長	徳田 修造君
社会保険庁年金保険部長兼内閣審議官	長尾 立子君	通商産業省通商政策局長	黒田 真君	運輸大臣官房長	永光 洋一君	労働政務次官	浜野 剛君
農林水産政務次官	近藤 元次君	通商産業省貿易局長	村岡 茂生君	運輸大臣官房會計課長	近藤 憲輔君	労働大臣官房長	小粥 義朗君
同	川原新次郎君	通商産業省産業政策局長	福川 伸次君	運輸大臣官房固有鉄道再建總括審議官	棚橋 泰君	労働大臣官房會計課長	若林 之矩君

労働省労働局長 谷口 隆志君

労働省労働基準局長 寺園 成章君

労働省婦人局長 赤松 良子君

労働省職業安定局長 加藤 孝君

労働省職業能力開発局長 宮川 知雄君

建設政務次官 谷 洋一君

建設大臣官房長 豊蔵 一君

建設大臣官房会計課長 望月 薫雄君

建設省建設経済局長 高橋 進君

建設省都市局長 梶原 拓君

建設省河川局長 井上 章平君

建設省道路局長 田中淳七郎君

建設省住宅局長 吉沢 奎介君

自治政務次官 小澤 深君

自治大臣官房長 津田 正君

自治大臣官房会計課長 梶原 勝美君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省財政局長 花岡 圭三君

自治省税務局長 矢野浩一郎君

消防庁長官 関根 則之君

消防庁次長 坂 弘二君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房副長官山

崎拓君外二百六十七名(同日議長承認)を第百二回

国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る三日議員から次の質問主意書が提出された。

米原子力空母「カールビンソン」寄港に関する質

問主意書(上田耕一郎君提出)

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

出口 廣光君 新谷寅三郎君

秋山 長造君 上野 雄文君

小山 一平君 丸谷 金保君

法務委員

辞任 補欠

山田 讓君 小山 一平君

外務委員

辞任 補欠

大木 正吾君 秋山 長造君

大蔵委員

辞任 補欠

丸谷 金保君 大木 正吾君

農林水産委員

辞任 補欠

上野 雄文君 山田 讓君

商工委員

辞任 補欠

青木 新次君 村田 秀三君

通信委員

辞任 補欠

新谷寅三郎君 出口 廣光君

建設委員

辞任 補欠

村田 秀三君 青木 新次君

予算委員

辞任 補欠

糸久八重子君 穂山 篤君

瀬谷 英行君 村沢 牧君

決算委員

高杉 勉忠君 久保田真田君

辞任 補欠

久保田真田君 丸谷 金保君

議院運営委員

辞任 補欠

対馬 孝且君 青木 新次君

懲罰委員

辞任 補欠

中村 哲君 小山 一平君

八百板 正君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査特別委員

辞任 補欠

赤桐 操君 高杉 勉忠君

稲村 稔夫君 山田 讓君

外交・総合安全保障に関する調査特別委員

辞任 補欠

梶原 敬義君 志苦 裕君

安恒 良一君 大木 正吾君

和田 静夫君 松前 達郎君

科学技術特別委員

辞任 補欠

松前 達郎君 稲村 稔夫君

環境特別委員

辞任 補欠

秋山 長造君 寺田 熊雄君

災害対策特別委員

辞任 補欠

青木 新次君 久保 亘君

穂山 篤君 梶原 敬義君

昭和五十九年十二月十四日 参議院会議録第二号 議長の報告事項

選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

大木 正吾君

安恒 良一君

山田 譲君

瀬谷 英行君

エネルギー対策特別委員

辞任

補欠

寺田 熊雄君

赤桐 操君

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

新谷寅三郎君

出口 廣光君

法務委員

辞任

補欠

橋本 敦君

山中 郁子君

社会労働委員

辞任

補欠

石井 道子君

志村 愛子君

山中 郁子君

橋本 敦君

通信委員

辞任

補欠

出口 廣光君

新谷寅三郎君

志村 愛子君

石井 道子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

エネルギー対策特別委員

辞任

補欠

小柳 勇君

矢田部 理君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

米原子力空母「カールビンソン」寄港に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

吉川 芳男君

新谷寅三郎君

社会労働委員

辞任

補欠

志村 愛子君

石井 道子君

通信委員

辞任

補欠

新谷寅三郎君

吉川 芳男君

石井 道子君

志村 愛子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

エネルギー対策特別委員

辞任

補欠

矢田部 理君

小柳 勇君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

商工委員会

理事

村田 秀三君 (高杉勉忠君の補欠)

建設委員会

理事

青木 新次君 (村田秀三君の補欠)

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

新谷寅三郎君

吉川 芳男君

通信委員

辞任

補欠

吉川 芳男君

新谷寅三郎君

決算委員

辞任

補欠

下村 泰君

喜屋武眞榮君

同日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく昭和五十八年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

去る八日議員から次の質問主意書が提出された。

疎開船「対馬丸」に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

河本嘉久蔵君

新谷寅三郎君

外務委員

辞任

補欠

立木 洋君

小笠原貞子君

運輸委員

辞任

補欠

内藤 健君

志村 愛子君

通信委員

辞任

補欠

志村 愛子君

内藤 健君

新谷寅三郎君

河本嘉久蔵君

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辞任

補欠

志村 愛子君

内藤 健君

辞任

補欠

志村 愛子君

内藤 健君

通信委員

辞任

補欠

河本嘉久蔵君
国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

竹山 裕君
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

内藤 健君 志村 愛子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。よつて議長は即日これを外務委員会に付託し
た。

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政
府との間の両国の地先沖合における漁業の分野
の相互の關係に関する協定の締結について承認
を求める件(閣条第一号)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 国際情勢等に関する調査

一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究
し、国際情勢の把握に努める。

一、方法 關係各方面から説明及び意見を聴取
するとともに資料を収集し、かつ、必要に応
じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月十一日

外務委員長 平井 卓志

参議院議長 木村 睦男殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ガソリンの自主輸入等に関する質問主意書(木
本平八郎君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員上田耕一郎君提出米原子力空母
「カールビンソン」寄港に関する質問に対する答
弁書

同日内閣から、国家行政組織法第二十二條第一項
の規定に基づく昭和五十九年七月一日から同年十
一月三十日までの間における主要な行政組織につ
いての新設、改正及び廃止の状況報告書を受領し
た。

同日内閣から次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報
告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報
告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報
告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報
告書

軽井沢国際観光文化観光都市建設事業進捗状況
報告書

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 補欠

八百板 正君 菅野 久光君

農林水産委員

辞任 補欠

菅野 久光君 八百板 正君

菅野 久光君 八百板 正君

菅野 久光君 八百板 正君

菅野 久光君 八百板 正君

菅野 久光君 八百板 正君

菅野 久光君 八百板 正君

菅野 久光君 八百板 正君

決算委員

辞任

補欠

井上 計君 栗林 卓司君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案(閣法第一号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学
技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法
の一部を改正する法律案(閣法第二号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣
法第三号)

内閣委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案(閣法第四号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(閣法第五号)

法務委員会に付託

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産
の管理に関する調査

一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

関の経理並びに国有財産の管理等に関し、特

に必要と認められる事項を調査するとともに、全般的検討を行い、決算の審査に資し、

ひいて国費の効率的使用に寄与する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者等から説明を聴取し、資料を収集し、また必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十九年十二月十二日

決算委員長 佐藤 三吾

参議院議長 木村 睦男殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

疎開船「対馬丸」に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

同日R・ヴェンカタラーマン・インド副大統領(上院議長)より次の礼状を接受した。

我々の敬愛するシュリマティ・インディラ・ガンジー首相の非常に悲劇的な逝去による我が国の重大な損失に対し、閣下が深い同情のお言葉をお寄せ下さいましたことに感謝いたします。

閣下のお言葉はすべてのインド国民にとつて大

きな慰めであります。

昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

外務委員

加藤 武徳君

工藤万砂美君

辞任

補欠

菅野 久光君

八百板 正君

小笠原貞子君

立木 洋君

農林水産委員

辞任

補欠

竹山 裕君

宮田 輝君

八百板 正君

菅野 久光君

商工委員

辞任

補欠

松岡満寿男君

河本嘉久蔵君

運輸委員

辞任

補欠

立木 洋君

小笠原貞子君

通信委員

辞任

補欠

河本嘉久蔵君

松岡満寿男君

建設委員 宮田 輝君 竹山 裕君

辞任

補欠

工藤万砂美君

加藤 武徳君

決算委員

辞任

補欠

栗林 卓司君

井上 計君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野

の相互の関係に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本電信電話株式会社法案(第百一回国会閣法第七二号) 審査報告書

電気通信事業法案(第百一回国会閣法第七三三号) 審査報告書

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会閣法第八〇号) 審査報告書

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野

の相互の関係に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号) 審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(第百一回国会閣法第七九号) 審査報告書

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書の

のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記 裁判官訴追委員 山本 幸雄君(高島修君の補欠)

住 栄作君(保岡興治君の補欠)

同 予備員 第二 亀井 静香君(加藤紘一君の補欠)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十八年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況の報告を受領した。

米原子力空母「カールビンソン」寄港に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

七六

出する。

昭和五十九年十二月三日

上田耕一郎

参議院議長 木村 睦男殿

米原子力空母「カールビンソン」寄港に関する質問主意書

十二月十日ごろ米最新鋭原子力空母「カールビンソン」(八万一千六〇〇トン)が横須賀に寄港する予定と報道され、政府も日本寄港を認めている。

「カールビンソン」は、ウラジオストク沖などで米海軍の戦後最大の演習である「フリーテックス85」に参加している。この空母寄港を認めることは、日本の非核三原則をふみにじり、核持ち込みを認めるという重大事態となる。

私は、政府が非核三原則を堅持するうえからも「カールビンソン」の日本寄港を拒否すべきことを求めるとともに、以下質問する。

一 米原子力空母「カールビンソン」はいつ、どこかの港に、いつまで、何の目的で寄港するのか。
二 「カールビンソン」には九十三機の艦載機が積載されている。そのうちA6イントルーダー攻撃機など約半数は核攻撃能力を持っている。ラ

ロック元米海軍提督は「米空母機動部隊は核兵器を約二百個以上装備している」と述べていたが、最新鋭原子力空母である「カールビンソン」は一隻で約二百個もの核を装備している、と軍事専門家もみており、核装備は疑いの余地がない。

政府は、「カールビンソン」の日本寄港の際、国是である非核三原則を厳守するため、国民に対する責務として核の有無を米側に確認すべきではないか。それとも従来どおり米国を「信用」して事前協議がない、ということの入港を認めるのかどうか。もし入港を認めるようなことがあるならば、主権者である国民に対して「カールビンソン」が核を装備していない、という根拠を示すべきではないか。

三 神奈川県は、「非核兵器宣言」を行っている。

今回の「カールビンソン」横須賀入港の報道に際し、神奈川県知事、横須賀市長は、外務省に対して入港反対の申し入れを行っている。地元はもとより国民が強く反対している「カールビンソン」の日本寄港を拒否すべきであるがどうか。

四 現在、厚木基地周辺住民は、米空母「ミッドウェー」の激しい騒音に悩まされており、その艦載機の離着陸の中止を求めている。「ミッドウェー」に加えて新たに「カールビンソン」が横須賀港に入港し、その艦載機が厚木基地などに飛来すれば、騒音はさらに激化することは明白であり、「カールビンソン」の艦載機の厚木基地などの使用は認めるべきではない。「カールビンソン」の艦載機を厚木基地などに飛来させないという保障があるのかどうか。

五 米国は柔軟作戦にもとづいて西太平洋に空母二隻体制をとっている。今後「カールビンソン」が日本に反復寄港するようになれば、事実上日本が「母港」になるのではないか。

政府は「カールビンソン」あるいは「エンタープライズ」の乗組員の住宅確保など「母港化」の措置はいつさいとらないと明言できるか。

六 藤波官房長官は、十一月二十六日に日本共産党金子書記局長らが、「カールビンソン」寄港中止要求をした際、「国民の中には非核三原則の一つ(持ち込まず)はもういいじゃないかという意見もある」と述べた。このことと関連して、一九八三年三月二一日付「日経」は、中曽根

首相は就任直後、ある会合で「非核三原則ができた時は(核搭載艦などの)一時寄港は事前協議の対象外だった。(現状は)本来のわが国の選択とは違う。(是正は)将来の検討事項だ」と語ったと報道している。この「日経」報道で述べられていることは事実なのか。

七 前述の藤波官房長官の話や、「日経」報道などからみて、政府が核搭載艦の日本への一時寄港を認めるという意図を示しているのと思われない。核空母の一時寄港について検討したり、認めるなどということは絶対にないと断言できるのかどうか。

八 今年から米艦船への核トマホーク配備が行われるようになった。「カールビンソン」の日本寄港は、日本を米国の前線基地として一層強化し、核不沈空母化するものである。

私は、政府が「カールビンソン」の日本寄港を拒否し、非核三原則の厳守、一九八二年五月の国会決議にもとづいて行動すべきことを求めるものであるがどうか。
右質問する。

昭和五十九年十二月十四日 参議院会議録第二号 質問主意書及び答弁書

昭和五十九年十二月十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員上田耕一郎君提出米原子力空母「カールビンソン」寄港に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出米原子力空母「カールビンソン」寄港に関する質問に対する答弁書

一から五まで、七及び八について

米国の原子力空母カール・ビンソンは、乗組員の休養とレクリエーションのため、十二月十日から十二日までの間横須賀に寄港する予定であると承知している。

日米安保条約上、いかなる核兵器の我が国への持込みも事前協議の対象であり、核兵器の持込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存である。したがって、政府としては、非核三原則を堅持するとの我が国の立場は十分確保されると考えている。また、米政府は、日米安保条約及びその関連取極に基づく義務を誠実に履行し

てきており、今後とも引き続き履行する旨保証している。政府としては、カール・ビンソンの本邦寄港については、日米安保条約及びその関連取極に従って対処する所存である。

米軍の船舶及び航空機は、日米安保条約及びその関連取極に従い、我が国の港又は飛行場並びに米軍が使用している施設及び区域に出入することができるとなっているが、今回のカール・ビンソンの横須賀寄港中その艦載機は原則として同艦にとどまる予定であると承知している。

なお、政府としては、米側がカール・ビンソン又はエンタープライズの乗組員の家族を、乗組員家族海外居住計画に基づき、我が国に居住させる計画を有しているとは承知していない。六について

報道で述べられているような事実はない。

【参照】

十二月七日議長において、左のとおり議席を変更した。

一七 沖 外夫君

二四	宮澤 弘君	八〇	後藤 正夫君
三一	福岡日出磨君	八一	長谷川 信君
三三	宮田 輝君	八二	成相 善十君
四〇	鳩山威一郎君	八五	夏目 忠雄君
四一	秦野 章君	八六	坂野 重信君
六二	石井 道子君	八七	斎藤栄三郎君
六三	石井 一二君	八九	岡田 広君
六四	浦田 勝君	九九	岩動 道行君
六五	大浜 方栄君	一〇一	古賀雷四郎君
六六	岡野 裕君	一〇三	大城 眞順君
六七	海江田鶴造君	一〇四	江島 淳君
六八	工藤万砂美君	一〇五	川原新次郎君
六九	小島 静馬君	一〇六	田沢 智治君
七〇	松浦 功君	一〇七	内藤 健君
七一	福田 宏一君	一一三	前島英三郎君
七二	仲川 幸男君	一一四	倉田 寛之君
七三	高木 正明君	一一五	佐藤栄佐久君
七四	関口 恵造君	一二六	志村 哲良君
七五	梶原 清君	一二七	杉元 恒雄君
七六	高平 公友君	一二八	曾根田郁夫君
七七	森下 泰君	一二九	竹山 裕君
七八	沢田 一精君	一二一	藤井 孝男君
七九	佐々木 満君	一二二	岡部 三郎君

一一三	大木 浩君	一五一	鈴木 省吾君	一九〇	志村 愛子君
一二四	岩本 政光君	一五二	世耕 政隆君	一九一	梶木 又三君
一二五	板垣 正君	一五三	増田 盛君	一九二	小林 国司君
一二六	井上 孝君	一五四	森山 眞弓君	一九五	石本 茂君
一二七	松尾 官平君	一五五	村上 正邦君	一九六	嶋崎 均君
一二八	下条進一郎君	一五九	柳川 覺治君	一九七	河本嘉久蔵君
一二九	岩崎 純三君	一六〇	宮島 滉君	一九八	安田 隆明君
一三〇	大河原太一郎君	一六一	水谷 力君	一九九	山崎 竜男君
一三一	伊江 朝雄君	一六五	出口 廣光君	二〇〇	上田 稔君
一三二	遠藤 政夫君	一六六	林 健太郎君		
一三三	金丸 三郎君	一六七	藤野 賢二君		
一三四	亀長 友義君	一六八	星 長治君		
一三五	北 修二君	一六九	松岡満寿男君		
一三七	山本 富雄君	一七一	大坪健一郎君		
一三八	亀井 久興君	一七二	前田 勲男君		
一三九	大鷹 淑子君	一七三	岩上 二郎君		
一四〇	大島 友治君	一七四	谷川 寛三君		
一四一	安孫子藤吉君	一七五	井上 裕君		
一四二	林 道君	一七六	田代由紀男君		
一四三	平井 卓志君	一七七	森田 重郎君		
一四七	西村 尚治君	一八七	坂元 親男君		
一四九	松垣徳太郎君	一八八	中西 一郎君		
一五〇	長田 裕二君	一八九	原文兵衛君		

昭和五十九年十二月十四日 参議院會議録第二号

八〇

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二二(大代)
〒 105

定価
二二〇円部